

第4章 指摘事項及び意見のまとめ

I. 各種子育て支援制度

1. 施設型給付費（監査対象外）

(1) 制度概要

「認定こども園」（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型）、「幼稚園」「公立保育所」、の教育・保育を利用する子どもの認定区分に基づき、確認を受けた施設に必要な給付費を支給する。

(2) 実績

平成27年度の実績は以下のとおりである。

	平成27年度
施設型給付費	95,309千円

※平成27年度より、当該制度開始。

対象施設の推移は以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度(見込)
対象施設	27	31

※市外施設含む。

2. 地域型保育給付費（監査対象外）

(1) 制度概要

児童福祉法に基づき市町村が認可する保育事業である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の保育を利用する子どもの認定区分に基づき、確認を受けた事業に必要な給付費を支給する。

(2) 実績

平成27年度の実績は以下のとおりである。

	平成27年度
地域型保育給付費	7,983千円

※平成27年度より、当該制度開始。

対象施設の推移は以下のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度(見込)
対象施設	4	11

3. 学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）

(1) 制度概要

学習支援制度は、生活保護受給世帯等の中学生に対して学習支援を実施し、基礎学力の向上、高等学校進学を支援するとともに、高校生に対して中途退学防止に関する支援を行うことにより、将来の安定した就労への機会を増やし、世帯の自立を促進し、「貧困の連鎖」を防止するものである。

具体的には、主として学習支援ボランティアによる個別学習支援を1名当たり週2回、2時間程度行うものである。また利用申込に際し、学習支援員による家庭訪問等による面談を行い、相談支援を行っている。利用にあたって電車、バス等の交通機関の利用が必要な場合は、交通費も支給する。

業務は、同種事業に豊富な経験を有するNPO法人ワーカーズコープに委託している。

対象は、平成27年度までは生活保護受給世帯の中学生に限っていた。

生活保護世帯に対しては、ケースワーカーから事業案内と参加勧奨を行っている。

(2)実績

平成 25 年度からの利用実績及び委託料の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施会場数	—	—	3	3	6
受入可能数（人）	—	—	30	50	72
人数【①】（人）	—	—	28	35	42
うち中学 3 年生【②】（人）	—	—	11	18	22
生活保護受給世帯の中学生 人数【③】	—	—	446	436	432
うち中学 3 年生【④】（人）	—	—	151	149	155
割合(①/③)	—	—	6.3%	8.0%	9.7%
割合(②/④)	—	—	7.3%	12.1%	14.2%
委託料（千円）	—	—	5,594	13,768	21,760

(注) 平成 23 年度及び平成 24 年度は事業を実施していない。

生活保護世帯の中学生に占める利用者の割合、中学 3 年生に占める利用者の割合とも、会場の数等を考えると利用度は高いものと考えられる。中学 3 年生の利用者は各年度とも全員高校に進学しており、効果があったと言える。

(3)業務フロー

利用にあたっての業務フローは以下のとおりである。

申込	「サポートセンター利用申込書兼同意書」を申込者（保護者）が福祉事務所に提出する。 福祉事務所から生活保護・自立支援課に連絡する。 生活保護・自立支援課では教室の空き状況等を考慮して調整し、学習教室を決定する。 委託先に利用申込書が回付される。
初回面談・利用開始	学習支援員が初回面談を家庭訪問等により行う。
月次報告	生徒ごとの記録及び交通費支給用確認書が学習支援員からケースワーカーに送られる。

交通費支給	交通費の支給は生活保護費の支給に上乗せして行っている。 (交通費の支給は生活保護受給世帯に限っている。)
-------	---

(4)他市との比較

学習支援制度は、生活困窮者自立支援制度の中の任意事業という位置づけであり、実施の有無、実施の内容とも各自治体で様々である。

単純な比較が困難であるため、比較対象市について比較を行う。

平成 27 年度の利用人数及び対象について以下のとおりである。

	人数	小 4～6	中 1	中 2～3	対象詳細
岡山市	42 名		○	○	生活保護世帯（中学 3 年生優先） （平成 28 年より児童扶養手当全額受給世帯の中学 3 年生）
仙台市	286 名		○	○	生活保護世帯 児童扶養手当全額受給世帯
新潟市	120 名		○	○	生活保護世帯 所得割非課税世帯
静岡市	8 世帯			○	生活保護世帯
広島市	74 名	○	○	○	生活保護世帯
熊本市	43 名			○	生活保護世帯

この中では岡山市は生活保護世帯の高校進学率の向上を目指し、対象者範囲を限定していることもあり、利用人数が下位となっている。

また、制度の対象範囲について特徴的な他の市の事例について以下に記載する。

	対象	備考
北九州市	小学 3～6 年生及び中学 3 年生全員	所得制限等なし
名古屋市	生活保護世帯、生活困窮世帯及び ひとり親家庭（平成 28 年度から）の中学生	ひとり親家庭担当部局で 実施している学習支援事 業と共同実施

(5)指摘事項及び意見

平成 28 年度からは、対象を生活保護受給世帯からひとり親世帯（児童扶養手当全額受給世帯）の中学 3 年生に拡大する。

対象者への制度の周知は、ケースワーカーからの紹介（生活保護受給世帯）及びパンフレットの郵送（生活保護受給世帯及び児童扶養手当全額受給世帯）により行っている。

利用の妨げの要因の一つとして、対象生徒の自宅から学習支援の実施会場が遠く、通いにくい事情がある。また、その他の利用の妨げの要因となっているのが、対象生徒の「生活保護世帯であることを他の人に（ほかの生活保護世帯の人にも）知られたくない」という意識である。対象範囲の拡大によって、そのような意識もなくなっていくものと思われる。

<意見 1 学習支援制度の対象拡大と周知>

この事業は「貧困の連鎖」の防止の上で重要であり、潜在的ニーズも大きいと思われるため、対象の範囲をより一層拡大すべきである。また、制度の周知を徹底すべきである。

4. 就学援助制度

(1)制度概要

学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由によって就学困難な同法第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒の同法第 16 条に規定する保護者に対し、必要な援助を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

①支給対象者

岡山市内の小・中学校（私立を除く）へ通っている児童生徒の保護者で、収入が一定の基準以下であるなど、経済的理由で就学困難な者。

イ. 要保護者 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者

ロ. 準要保護者 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

ただし、ロの準要保護者については、国として統一した基準がない。そのため各市

町村によって、認定の基準等が異なっているのが現状である。

②就学援助の財源

当初、就学援助制度は市町村が実施し、その費用の2分の1を予算の範囲内で国が補助していた。しかし、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

③支給内容

支給費目	支給内容	小学校	中学校
学用品費	学用品費の購入にかかる経費の一部	年額 11,420円	年額 22,320円
通学用品費	通学用品の購入にかかる経費の一部(1年生を除く)	年額 2,230円	年額 2,230円
修学旅行費	修学旅行に参加した場合の参加費の一部	上限額 23,800円	上限額 57,590円
学校給食費	給食費として保護者が負担する経費の一部	年額 約25,000円	年額 約28,000円
新入学児童生徒学用品費	新入学用品の購入にかかる経費の一部(1年生のみ)	年額 20,470円	年額 23,550円
校外活動費 (宿泊なし) (宿泊あり)	校外活動に参加した場合の参加費の一部 (交通費、見学料のみ)	上限額 1,570円	上限額 2,270円
		上限額 3,620円	上限額 6,100円
通学費	公共交通機関を利用して通学する場合の通学費(学区内・通学距離などの条件あり)		
医療費	学校病(虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎など)にかかり、事前に学校へ申込して渡された書類を医療機関へ持参して治療を受けた場合の医療費		

※要保護者は修学旅行費のみが対象

④認定の目安

家族全員の合計所得金額が下記世帯人数による所得額以下であること。

申請時の世帯人数	所得額
2人	1,916,000円
3人	2,296,000円
4人	2,676,000円
5人	3,056,000円
6人	3,436,000円
7人	3,816,000円

岡山市では、次のいずれかの状態にある場合、上表の額を超えていても準要保護者として認定している。

イ. 保護者又は家族に障害児（者）が居り生活に困窮していると認められる場合

ロ. 本年1月1日以降下記の理由により生活に困窮していると認められる場合

・保護者又は家族が病気等のため長期にわたり入院し、収入が著しく減少したとき、又は家族の医療費に多額の出費を要するとき。

・保護者の死亡により収入が著しく減少したとき。

・保護者の離婚（別居中を含む）により収入が著しく減少したとき。

・失業又は転職により収入が著しく減少したとき。

・倒産により収入が著しく減少したとき。

・火災、水害等により経済的に困窮しているとき。

イの障害児（者）がいる場合、上表の所得額に1.3を乗じて計算した額を認定の目安としている。ただし、この計算式はホームページやその他お知らせなどでは公表していない。

ロのうち医療費の出費について、出産一時金といった保険金などで補填される金額は考慮していない。そのため、医療費の明細書の金額を前年所得などから控除して計算した額を上表の額と比較して判定している。

(2)実績

平成 23 年度からの就学援助の実績は以下のとおりである。

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童生徒数(①)	57,752	57,353	56,857	56,460	56,221
認定者数(②)	10,041	9,634	9,447	9,120	8,828
認定率(②/①)	17.4%	16.8%	16.6%	16.2%	15.7%
支給額(千円)	563,107	548,340	546,350	541,721	526,951

(3)業務フロー

利用にあたっての業務フローは以下のとおりである。

申請	「就学援助費交付申請書」を申込者（保護者）が小中学校または教育委員会に提出する。 所得のわかるもの（所得証明書、源泉徴収票等）又は児童扶養手当証書の写しの提出を求めている。 申請書は申込会場での記載を原則としている。
認定	教育委員会で市民税課税資料に基づいて所得を調査し、認定を行う。
支給	所定の時期に教育委員会から各学校に所要額を送金し、各学校から保護者の口座に振り込まれる。
給食費の扱い	学級費や給食費などの校納金に未納分がある場合は、未納金への充当を行う。

(4)他市との比較

障害者が家族にいた場合の所得制限の緩和とその周知に関して、政令指定都市および隣接市を対象に調査を行った。その結果は以下のとおりである。

なお、所得制限の緩和について、詳細な内容を公表していない自治体があるため、下表においては自治体名を伏せている。

	所得制限の緩和	所得制限の緩和の周知
岡山市	基準値を 1.3 倍	なし
A 市	保護者の障害者控除を所得から控除 子の障害は対象外	なし
B 市	生活保護の障害者加算 1 人当たり 322,200 円	なし
C 市	生活保護の障害者加算 1 人当たり 322,200 円	申請書に「身体の状況」の 記載箇所あり
D 市	1 人当たり 350,000 円	なし
E 市	1 人当たり 230,000 円	お知らせ文書とホームペ ージ記載
F 市	障害者控除を所得から控除 1 人当たり 400,000 円	申請書に障害者手帳につ いて記載箇所あり
G 市	障害者控除を所得から控除 1 人当たり 40 万円	パンフレットに記載
H 市	市民税額を基準としており、障害者控 除が適用されている	市民税を基準とするとい う記載
I 市	生活保護の障害者加算 1 人当たり 322,200 円	なし
J 市	生活保護の障害者加算 1 人当たり 277,200 円	申請書に障害者等級記載 箇所あり

(5)指摘事項及び意見

①医療費等から控除すべき費用について

所得制限の適用に当たって、医療費等が多額であった場合はそれを「特別の事情」と扱い、所得額から控除する運用を行っているが、出産費用の全額を所得から控除している事例があった。

<指摘事項 1 出産費用の扱い>

出産費用を「特別の事情」と扱うこと自体は問題ないとするが、健康保険から支払われる出産育児一時金を控除し、その上で出産費用の実質的な負担額を所得から控除すべきである。

平成 27 年度の再審査申請書を通査したところ、以下のとおり出産費用の全額を所得から控除することにより認定されたが、出産育児一時金を控除すると所得制限を超えていた事例が発見された。

(単位：千円)

	所得	出産費用全額を控除した場合		出産一時金を控除した実質的な負担額を控除した場合		所得制限額	就学援助費支給状況	
		控除額	差引後所得	控除額	差引後所得		金額	児童・生徒数
事例 1	3,571	478	3,092	58	3,512	3,436	180	3 人分
事例 2	4,068	483	3,585	63	4,005	3,816	285	4 人分
事例 3	4,170	495	3,675	75	4,095	3,816	41	1 人分
事例 4	3,422	449	2,973	29	3,393	3,056	83	2 人分

②障害者に対する所得制限の緩和について

市によって算定方法はさまざまであるが、基準額を単純に1.3倍という運用は岡山市のみである。

申請時の 世帯人数	所得額	障害者加算額 所得額×0.3	1人当たり38万円と した場合の人数
2人	1,916,000円	574,800円	1.5人
3人	2,296,000円	688,800円	1.8人
4人	2,676,000円	802,800円	2.1人
5人	3,056,000円	916,800円	2.4人
6人	3,436,000円	1,030,800円	2.7人
7人	3,816,000円	1,144,800円	3.0人

家族の中に1人でも障害者手帳保持者が入れば、何級であっても所得制限額を1.3倍するという岡山市の方式は、所得制限額の緩和額が大きくなっている。

<意見2 障害者がいる場合の所得制限の緩和>

家族の中に障害者がいることにより、所得制限額に差をつけること自体は妥当なものと考えますが、所得制限額に定数を乗じるという方式でなく、障害者の人数によって決定する方式に改めるべきである。

③世帯に障害者が含まれる場合の扱い

岡山市では、家庭調書記載の世帯構成に記載された人の中に障害者が含まれる場合に、就学援助の認定基準である所得の目安額を1.3倍し、認定している。

このことは「小中学生の就学援助申請のお知らせ」には明記されていない。「認定の目安」において「特別な事情があつてお困りの方（中略）は、教育委員会就学課までご相談ください」と記載されているのみである。いったん申請を行って却下され、再申請を行った方について障害者が含まれていることが判明した場合に、認定を行っている。

当初から当該基準を明記し、当初申請時から障害者手帳コピー等の必要資料も提出を要求し、当初から当該基準に基づいて認定していれば、相当数の再申請と再審査が不要であったはずである。

＜意見 3 障害者がいる場合の所得制限の緩和の周知＞

所得制限の基準については「小中学生の就学援助申請のお知らせ」に明記し、不要な再申請と再審査を行わないようにするべきである。

＜意見 4 障害者がいる場合の所得制限の緩和の規程化＞

障害者がいる場合の 1.3 倍については、「岡山市就学援助規則」にも「岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定について」にも記載がなく、明文で定められていない。

岡山市就学援助規則第 2 条第 1 項第 2 号の「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者」という規定を受けて、「岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定について」において「前年の合計所得金額が前項の額を超え、次のいずれかの状態にあるもの（1）保護者または家族に障害児（者）が居り生活に困窮していると認められる場合」と記載されているが、この条項の実務への反映が合計所得金額を 1.3 倍するという運用である。

個別的な事情を勘案する等、文章化の難しい判断基準ではないので、制度の透明性を高める観点から、このような明確な数値基準は制度上も明文化すべきである。

④就学援助の申請手続について

申請手続詳細を以下に記載するが、申請者にとって不便であると思われる。

	平成 28 年度第 1 次申請受付期間	コメント
郵送受付	不可	保護者が就労している場合に申請しにくい
受付日時	6 月 7 日、8 日、9 日 午前 9 時～午後 4 時	
受付場所	小中学校及び就学課（市役所 7 階 大会議室）	
必要書類	所得のわかるもの（所得証明書、 源泉徴収票等） 児童扶養手当証書	所得については市税情報、児童 扶養手当については児童扶養手 当担当部署の情報を利用すれ ば、書類の提出を不要とでき るのではないか
就学援助費交 付申請書	市役所ウェブサイトからのダウン ロード不可	事前の記入・入力ができない

<意見 5 就学援助の申請手続きの改善>

郵送受付ができず、平日昼間 3 日間のみ受付であり、区役所、支所、地域センター等での受付もできないことから、保護者が小中学校から離れた地域で就労している場合には申請することが難しいと考えられる。

また、必要書類として所得証明書、源泉徴収票等及び児童扶養手当証書の持参を求めているが、所得については市税情報、児童扶養手当については児童扶養手当担当部署の情報を利用すれば、書類の提出を不要にできると考えられる。

また就学援助費交付申請書を事前にダウンロードできるようにすると、事前の記入・入力が可能となり、申請者にとって利便性が高まる。

申請方法を見直し、より申請しやすい方法にすべきである。

5. 法外援護（学童服）

(1) 制度概要

小学校4年生に進級する児童が属する就学援助を受けている世帯に対し、学童服等（制服、標準服、体操服等）の現物支給を行う。限度額は20,000円であるが、実際に支給された学童服等の平均単価はより小さな金額である。

(2) 実績

平成23年度からの法外援護（学童服等）の実績は以下のとおりである。

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
対象者（人）	1,049	915	849	805	837
支給金額（千円）	11,176	10,616	9,797	9,490	11,001
平均単価（円）	10,654	11,602	11,539	11,788	13,143

(3) 業務フロー

「注文書」（引き換え希望の服のサイズを指定するための書面）及び「引換券」（服を受け取るときに業者に渡す券）を用いて業務を行うが、その主な業務は以下のとおりである。

業務	説明	備考
対象者の確定	就学課からデータを入手する	
注文書作成	学校ごとの対応が必要	制服・標準服の有無で対応が異なる
注文書・引換券を保護者に渡す	福祉援護課から直接送付する場合と、学校に送付して学校から保護者に渡す場合がある	
保護者が対象の服と引き換えに引換券を業者に渡す	引き換えに当たり学校が関与する場合がある	

引き換えられた引換券に基づき業者から岡山市に請求	業者から引換券現物と請求書を福祉援護課に送付する	
--------------------------	--------------------------	--

(4)他市との比較

義務教育入学時以外の学童服等購入のための法外援助制度を有する政令指定都市は、以下の3都市のみであった。近隣市には同種の制度はなかった。

さいたま市	被保護世帯	中学2年生	7,000円以内
名古屋市	被保護世帯	小学6年生	8,000円
		中学2年生	9,000円
福岡市	被保護世帯	中学2年生	13,300円

(5)指摘事項及び意見

政令指定都市及び近隣市において制度を有しない市が多い。また制度を有する市においても、対象も金額も様々である。

<意見6 学童服等の現物支給>

就学援助世帯に対して岡山市独自の援助を行うという点で意義はあるが、他市でもあまり実施されておらず、効率的な実施が求められる。

就学援助制度においては医療費を除き金銭支給によっている。また法外援助制度のうち入学祝金等についても金銭支給によっている。

学童服等については現物支給によっているが、制服の有無、サイズ、価格、取引業者等の調査や、注文書、引換券、通知文等の作成と送付、業者からの引換券の回収と支払等、事務作業量が多くなっている。

現物支給によることは、給付の目的である学童服等の支給について必要最小限の財政負担となり、流用等の可能性が少ないことから、本制度の趣旨からすると効果的であるとは言える。

ただし、就学援助世帯に対する他の制度の大半が金銭支給である中で、この制度のみ現物支給によることは、事務作業量と給付金額のバランスを欠くものと思われる。

本制度を存続させるのであれば、金銭支給にすることを検討すべきである。また、担当部署を教育委員会就学課とすることを検討すべきである。

6. 法外援護（入学祝金等）

(1) 制度概要

被保護世帯義務教育就学者の就学の援助及び世帯の自立の促進のため、小・中学校に入学する児童・生徒が属する生活保護の被保護世帯に対し、入学祝金の支給と、学童服等の購入に必要な費用の助成を行う。

① 支給額

	小学校入学者	中学校入学者
入学祝金	1人当たり 18,000 円	1人当たり 18,500 円
学童服等購入助成	1人当たり 7,000 円	1人当たり 8,000 円

② 受給世帯数及び支給金額の推移

平成 23 年度からの入学祝金等の実績は以下のとおりである。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学校	対象者（人）	90	102	89	118	93
	支給金額（千円）	1,620	1,836	1,602	2,124	1,674
中学校	対象者（人）	132	154	138	139	111
	支給金額（千円）	2,442	2,849	2,553	2,571	2,053
計	対象者（人）	222	256	227	257	204
	支給金額（千円）	4,062	4,685	4,155	4,695	3,727
学童服等 購入助成	対象者（人）	222	256	227	257	204
	支給金額（千円）	1,686	1,946	1,727	1,938	1,539

(2) 業務フロー

対象者の把握	生活保護・自立支援課で対象世帯のデータ抽出を行う。 福祉事務所で抽出された対象世帯の確認を行う。 福祉事務所からの報告をもとに対象者の確定を福祉援護課で行う。
支給の決定と通知	福祉援護課で支給の決裁を行い、対象世帯への通知書を作成郵送する。
支給	口座振り込み又は現金により 2 月保護費と合わせて支給する。

(3)他市との比較

入学祝金、入学援助金等、名称が市によって異なることから、義務教育入学時に支給する金額の合計額により比較することとする。

政令指定都市及び近隣市について以下のとおりである。

	対象	小学校	中学校
岡山市	被保護世帯	25,000円	26,500円
仙台市	就学援助等低所得世帯	25,000円	31,000円
新潟市	被保護世帯	10,000円	10,000円
総社市	就学援助世帯	20,470円	23,550円

(4)指摘事項及び意見

政令指定都市及び近隣市において制度を有しない市が多い。また制度を有する市においても、対象も金額も様々である。

<意見7 入学祝金等>

被保護世帯に対して就学の援助を行うという点で意義なしとはしないが、他市でもあまり実施されておらず、複数部署で連携して業務を実施する非効率性もあり、生活保護制度における一時扶助と重複する面もあり、金額の妥当性を検討すべきである。

7. 子ども医療費助成制度

(1)制度概要

岡山市に住所を有し、健康保険に加入する中学生までの児童が医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）で受診した場合、医療費（保険診療分）の自己負担額の一部または全部を助成する制度である。

①助成対象者

- ・所得制限はない。
- ・生活保護受給中の者は対象とならない。

②助成範囲

対象児童	外来	入院
小学校就学前	自己負担なし	自己負担なし
小学生	3割（助成はない）（※）	自己負担なし
中学生	3割（助成はない）	自己負担なし

（※）平成 28 年 4 月から、小学生の外来診療の自己負担割合が 3 割から 1 割（自己負担上限額 44,400 円／月）に軽減されている。

なお、差額ベッド代、文書料、予防接種、健康診断等保険診療外のもの、及び食事代は助成対象外である。

(2)実績

平成 23 年度からの乳幼児医療費の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	841,282	845,666	829,349	835,141	823,685
医療費(千円)	1,623,194	1,585,681	1,513,060	1,525,628	1,524,642
受給者数(※)	42,826	42,906	42,621	42,236	41,936

（※）受給者数は各年度の平均受給者数である。

平成 23 年度からの子ども(小・中学生の入院)医療費の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	1,975	1,766	1,697	1,719	2,086
医療費(千円)	95,420	102,716	95,394	98,921	117,017
受給資格証 所持者数(※)	1,354	2,658	3,747	4,617	5,481

(※) 受給資格証所持者数は各年度の平均所持者数である。

(3)業務フロー

資格申請から受診までの流れは以下のとおりである。

資格申請、受付	<p>下記のを添えて、申請窓口（各福祉事務所・支所・区役所・地域センター）に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・子ども医療費受給資格証交付申請書 ・対象となる児童の保険証 ・印判
受給資格証交付	医療助成課より交付（郵送）される。
受診	受診した医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）の窓口で乳幼児医療費受給資格証、又は子ども医療費受給資格証と健康保険証を提示することで助成が受けられる。

(4)他市との比較

子ども医療費制度について他の自治体と比較すると以下のとおりである。

(平成 28 年 4 月現在)

	通院対象年齢			入院対象年齢			所得制限		自己負担		
	就学前まで	小学校		就学前まで	小学校 3年生まで	中学校卒業まで	高校卒業まで	あり	なし	あり	なし
		3年生まで	6年生まで								
岡山市			○				○		○	○	
仙台市		○					○			○	
新潟市			○						○	○	
静岡市				○			○			○	
広島市	○				○				○		○
熊本市		○				○				○	○

(5)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

8. ひとり親家庭等医療費助成制度

(1) 制度概要

受診した医療機関の窓口でひとり親家庭等医療費受給資格証と健康保険証を提示することで、総医療費の1割（一部負担金の月額上限額まで）で医療を受けられる制度である。

① 助成対象者

- ・ひとり親家庭の親と児童
- ・父母のいない児童
- ・父母のいない児童を養育している配偶者のない者

② 受給資格証の一部負担金の月額上限額について

受給者と同じ医療保険に加入している世帯員の前年の所得に応じて判定している。

各医療機関及び薬局では、それぞれの窓口ごとに、受給資格証の一部負担金の月額上限額までの負担で医療を受けられる（下記参照）。

また、複数の医療機関及び薬局を受診した場合なども含め、ひと月にかかった自己負担額の合計が、次頁の差額給付上限額を超えた場合は、市から差額が給付される。

（医療機関窓口での月額上限額）

		外来	入院＋外来
一定以上所得者		44,400円	80,100円＋1%※
一般		12,000円	44,000円
低所得者	II	2,000円	12,000円
	I	1,000円	6,000円

※自己負担額が80,100円を超えたときは80,100円＋（医療費総額－801,000円）
×1%

(差額給付上限額)

		外来	入院+外来
一定以上所得者		22,200 円	40,050 円
一般		6,000 円	22,200 円
低所得者	II	2,000 円	6,000 円
	I	1,000 円	3,000 円

③所得区分の判定

一定以上所得者		市区町村民税課税所得が 145 万円以上の者と同じ世帯にいる者
一般		世帯全員が市区町村民税課税所得 145 万円未満
低所得者	II	世帯全員が市区町村民税所得割非課税
	I	世帯全員が市区町村民税所得割非課税かつ世帯員の合計所得金額なし

(2)実績

平成 23 年度からのひとり親家庭等医療費の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	129,202	132,295	132,510	133,364	135,176
医療費 (千円)	256,814	258,634	256,935	260,702	263,425
受給者数 (※)	10,286	10,366	10,397	10,320	10,278

(※) 受給者数は各年度の平均受給者数である。

(3)業務フロー

資格申請から受診までの流れは以下のとおりである。

資格申請	申請者は、下記のことを添えて、申請窓口（各福祉事務所・支所・区役所・地域センター）に提出する。 ・ひとり親家庭等医療費受給資格証申請書 ・健康保険証（国民健康保険の場合は、加入者全員の保険証。被用者保険の場合は、受給対象者と被保険者の保険証） ・印判 ・ひとり親家庭等であることを証明する書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書など） 他市町村からの転入の場合は、受給対象者と同じ医療保険に加入している世帯全員（被用者保険の場合、受給対象者及び被保険者）の所得課税（非課税）証明書（18歳未満の方は不要）
受給資格証交付	各福祉事務所又は支所より受給資格証が交付される。
受診	受診した医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）の窓口にてひとり親家庭等医療費受給資格証と健康保険証を提示することで助成が受けられる。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

9. 未熟児養育医療扶助費

(1)制度概要

出生後、体重が一定以下である乳児や生活力が薄弱である乳児に対して、養育のため一定期間入院する際の医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担する。子ども医療費助成制度も対象である場合、本制度が優先される。

①対象者

- ・ 出生体重が 2,000 g 以下の乳児（1 歳未満）
- ・ 上記以外の乳児で下記の「対象となる症状」に掲げるいずれかの症状を示す乳児

「対象となる症状」

（ア）一般状態

- ・ 運動不安、痙攣（けいれん）があるもの
- ・ 運動が異常に少ないもの

（イ）体温が摂氏 34 度以下のもの

（ウ）呼吸器、循環器系

- ・ 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
- ・ 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの
- ・ 出血傾向の強いもの

（エ）消化器系

- ・ 生後 24 時間以上排便のないもの
- ・ 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
- ・ 血性吐物、血性便のあるもの

（オ）黄疸（おうだん）

- ・ 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

②所得制限、自己負担額

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得割の額のない世帯、所得割の額のある世帯、所得税課税世帯の区分に応じて、自己負担（0 円～229,400 円）が生じる。（所得税の年額が 6,674,001 円以上は全額自己負担となる。）

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
未熟児養育医療扶助費（千円）	50,392	50,936	46,959	47,973	50,193
受給者数（人）	205	198	150	152	174

(3)業務フロー

申込	申請者は、養育医療給付申請書、養育医療意見書等の申請書類を健康づくり課に提出する。
審査・通知	健康づくり課では提出された資料をもとに審査し、承認、不承認を決定し、申請者、指定医療機関に承認、不承認の決定通知を送付する。
給付	指定医療機関から公費負担分の請求が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に送付される。 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会にて取りまとめられた請求データが、健康づくり課に送付される。 請求データを健康づくり課にて確認、決裁し、会計課より支払いを行う。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

10. 育成医療扶助費

(1)制度概要

18歳未満の児童で生まれつき身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な自立支援医療（育成医療）を「世帯」の所得に応じて給付し、障害の除去・軽減を図ることを目的とする。子ども医療費助成制度も対象である場合、本制度が優先される。

①対象者

- ・18歳未満の児童
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童

（対象となる障害の標準的な治療の例）

- ・視覚障害・・・白内障、先天性緑内障、斜視
- ・聴覚障害・・・先天性耳奇形 → 形成術
- ・言語障害・・・口蓋裂等 → 形成術
- ・唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正
- ・肢体不自由・・・先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など
- ・内臓障害
 - <心臓>・・・先天性疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術
 - <腎臓>・・・腎臓機能障害 → 人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）
 - <肝臓>・・・肝臓機能障害 → 肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
 - <小腸>・・・小腸機能障害 → 中心静脈栄養法
 - <免疫>・・・HIVによる免疫機能障害 → 抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療
 - <その他の先天性内臓障害>・・・先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣（睾丸）等 → 尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

②所得制限、自己負担額

世帯区分		自己負担額
生活保護世帯		0円
市町村民税が課税されていない世帯	保護者の収入が保護者全員それぞれ80万円以下	負担上限額2,500円
	保護者の収入が保護者全員それぞれ80万円超	負担上限額5,000円
市町村民税課税世帯	市町村民税額 33,000円未満 (※1)	育成医療の経過措置負担上限額5,000円
		「重度かつ継続」(※2)の

		負担上限額 5,000 円
	市町村民税額 33,000 円以上 23 万 5,000 円未満 (※1)	育成医療の経過措置負担上限額 10,000 円 「重度かつ継続」(※2)の負担上限額 10,000 円
	市町村民税額 23 万 5,000 円以上 (※1)	非該当 「重度かつ継続」(※2)の負担上限額 20,000 円

(※1) 健康保険（被保険者）加入者は被保険者本人、国民健康保険加入者については、同一加入関係にある者全員の方が納めている市町村民税額

(※2)

- ・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）にあたる方
- ・医療保険の高額療養費で多数該当（「世帯」で高額療養費に該当が 12 か月で 3 回以上）の方

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育成医療扶助費（千円）	17,889	23,940	11,888	24,341	15,184
受給者数（人）	168	177	157	169	138

(3)業務フロー

申込	申請者は、自立支援医療費（育成）支給認定申請書、自立支援医療（育成医療）意見書等の申請書類等を健康づくり課に提出する。
審査・通知	健康づくり課では提出された資料をもとに審査し、承認、不承認を決定し、申請者、指定医療機関に承認、不承認の決定通知を送付する。

給付	<p>指定医療機関から公費負担分の請求が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に送付される。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会にて取りまとめられた請求データが、健康づくり課に送付される。</p> <p>請求データを健康づくり課にて確認、決裁し、会計課より支払いを行う。</p>
----	--

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

11. 日常生活用具給付費

(1)制度概要

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対して日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

①対象者

- ・小児慢性疾病児童（児童福祉法第6条の2第2項に規定）

（常時介助を要する者、寝たきりの状態にある者、上肢機能に障害のある者、自力で排尿できない者、発作等により頻繁に転倒する者等）

②所得制限、自己負担額

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得割の額のない世帯、所得割の額のある世帯、所得税課税世帯の区分に応じて、自己負担（0円～71,900円）が生じる。（所得税の年額が4,173,001円以上は全額自己負担となる。）

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
日常生活用具給付費（千円）	453	113	401	269	370
受給者数（人）	6	4	7	7	7

(3)業務フロー

申込	申請者は日常生活用具給付申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証、購入希望用具の見積書等の申請書類を健康づくり課に提出する。
審査・通知	健康づくり課では提出された申請書類を確認し、決定通知を申請者、納入業者に通知する。
給付	納入業者は日常生活用具を申請者に納入し、申請者は自己負担額を納入業者に支払う。 納入業者は公費負担額を健康づくり課に請求し、同課にて決裁し、会計課より支払いを行う。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

12. 小児慢性特定疾病医療費

(1)制度概要

長期間にわたる治療が必要な小児慢性特定疾病について、その医療費を公費負担することにより患者家族の負担を軽減する。

①対象者

・18歳未満（引き続き治療が必要な場合は、有効期間中の手続きにより認定を受ければ20歳未満）

・厚生労働省告知に定める疾病

- 悪性新生物群（白血病、骨髄異形成症候群、リンパ腫等）
- 慢性腎肝疾患（ネフローゼ症候群、腎尿管結石等）
- 慢性呼吸器疾患（気管支喘息、閉塞性細気管支炎等）
- 慢性心疾患（大動脈弁狭窄症、心房中隔欠損症等）
- 内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全性低身長症、甲状腺ホルモン不応症等）
- 膠原病（血管炎症候群、自己炎症性疾患等）
- 糖尿病
- 先天性代謝異常（アミノ酸代謝異常症、脂肪酸代謝異常症）
- 血液疾患（遺伝性溶血性貧血、血小板機能異常症）
- 免疫疾患（複合免疫不全症、免疫調節障害等）
- 神経・筋疾患（脳形成障害、難治てんかん脳症等）
- 慢性消化器疾患（先天性吸収不全症、肝硬変症等）
- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- 皮膚疾患群（眼皮膚白皮症、表皮水泡症等）

②所得制限及び自己負担額

保険診療の2割相当の額が自己負担額となる。自己負担上限月額を超える額は公費で負担される。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯の区分と医療内容に応じて、自己負担（0円～15,000円）が生じる。

(2)実績

平成23年度からの実績は以下のとおりである。

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
小児慢性特定疾病医療費(千円)	228,785	207,583	224,319	207,264	207,145
受給者数(件)	805	830	823	808	782

(3)業務フロー

申込	申請者は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書、小児慢性特定疾病医療意見書等の申請書類を健康づくり課に提出する。
審査・通知	健康づくり課が保険者に適用区分を照会し、保険者は照会結果を返送する。 健康づくり課は、申請書類の審査をするとともに、医療意見書の内容審査を審査会に諮る。 審査会での審査結果を受け支給認定を決定し、申請者に通知する。 不認定の場合は、申請者、医療意見書医師が所属する医療機関及び保険者へ通知する。
給付	指定医療機関から公費負担分の請求が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に送付される。 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会にて取りまとめられた請求データが、健康づくり課に送付される。 請求データを健康づくり課にて確認、決裁し、会計課より支払いを行う。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

13. 小児慢性特定疾病医療見舞金

(1) 制度概要

次に掲げる(ア)(イ)に対し見舞金、(ウ)に対し療養費を支給することによって、患児やその保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(ア) 小児慢性特定疾病医療受給者 (20歳未満)

(イ) 特定医療 (指定難病) 医療受給者 (18歳未満)

(ウ) 心臓病の手術を受けるための入院精密検査を受けた心臓病に罹患した児 (18歳未満)

① 給付額

1人当たり 9,000円/年度

② 所得制限

なし。

(2) 実績

平成23年度からの実績は以下のとおりである。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小児慢性特定疾病医療見舞金 (千円)	7,272	7,551	7,209	7,164	7,470
受給者数 (人)	808	841	802	796	830

(3) 業務フロー

申込	健康づくり課より、見舞金申請書を本制度対象者に送付する。対象者は内容を記載し、健康づくり課に返送する。
審査・通知	健康づくり課では申請書を決裁し、決定通知を申請者に送付する。
給付	健康づくり課にて決裁し、会計課より支払いを行う。

(ア)(イ)については、岡山市より申請書を送付する。申請案内件数と支払件数は以下のとおりである。

申請案内件数	支払件数	支払率
924 件	822 件	89.0%

(4)指摘事項及び意見

本制度の利用件数は例年 800 件前後と、制度利用は有効である一方で、支給額が 9,000 円/年度と少額であり、費用対効果の面で効率的とはいえない。

<意見 8 事務手続きの費用対効果>

本制度対象者の要件を自動的に満たすような新制度が将来開始された場合は、本制度の助成額を新制度に上乘せするとともに、本制度を廃止し、制度利用者への助成額を保ちつつ、岡山市側の事務負担を減少させることを検討する必要がある。

14. 特定不妊治療給付金

(1)制度概要

体外受精及び顕微授精による不妊治療を受けたものに対し、その費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減する。男性特定不妊治療は、平成 28 年 1 月 20 日から国の制度拡充に合わせて実施している。

特定不妊治療に関する統計データは、厚生労働省が医療機関から日本産婦人科学会を通じて同省に報告することを求めており、国全体として治療の効果を把握し、助成事業を検証している。

①対象治療

- ・配偶者間で行う特定不妊治療（体外受精・顕微授精）
- ・特定不妊治療を実施するために行われた男性不妊治療（精巣又は精巣上体から直接精子を採取する手術）

②対象者

次の要件のすべてに該当する方

- ・ 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、指定医療機関において体外受精又は顕微授精のいずれかの治療を受けられた方
- ・ 次の要件のいずれかに該当する方
 - 夫婦ともに岡山市に住民登録をしている場合
 - 夫婦のいずれか一方のみが岡山市に住民登録をしている場合
 - ア. 岡山市に住民登録をしている方のほうが配偶者よりも所得額が多いとき。
 - イ. 岡山市に住民登録をしている方のほうが配偶者よりも所得額が少なく、かつ、配偶者の方が岡山市以外の地方公共団体から同趣旨の助成を受けることができないとき。
- ・ 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方

③所得制限等

夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満で、かつ、市税（市民税、固定資産税等）をすべて完納している方

④助成金額

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき

- ・ 治療内容に応じて、7万5千円もしくは15万円（平成28年1月20日以降に治療の終了した初回申請は30万円）まで
- ・ 男性不妊治療を行った場合は、15万円まで

⑤助成回数

平成28年4月1日から

- ・ 初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が40歳未満の方
43歳になるまでに通算6回まで
- ・ 初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が40歳以上の方
43歳になるまでに通算3回まで

* 助成回数は他の都道府県、指定都市、中核市での助成を含む。

*助成対象外の方

- ・平成 27 年度までにすでに 6 回以上または通算 5 年度の助成を受けている方
- ・初めて助成を受けた際の治療開始日における妻の年齢が 40 歳以上であった方で、平成 27 年度までにすでに 3 回の助成を受けている方
- ・今回の申請に係る治療開始日時点の妻の年齢が 43 歳以上の方（夫の年齢制限はない）

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特定不妊治療給付金（千円）	102,365	121,521	112,363	111,988	128,048
受給者数（人）	756	898	924	913	987

(3)業務フロー

申込	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受け、費用を医療機関へ支払、指定医療機関の医師に「岡山市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に証明してもらう。証明書と「岡山市不妊に悩む方への特定医療支援事業申請書」等必要書類を、健康づくり課に提出する。
審査・通知	健康づくり課にて、提出書類の審査・助成の可否・助成の額の決定を行い、承認決定通知書、不承認決定通知書を申請者に送付する。
給付	健康づくり課にて決裁し、会計課より申請者が指定する口座に助成金を振り込む。

(4)他市との比較

岡山市と都市規模が近似する政令指定都市（仙台市、新潟市、静岡市、熊本市、広島市）及び倉敷市、玉野市、総社市の給付額、給付要件等の概要は以下のとおりである。

（制度改正があるため、各市の最新のものを記載する。）

	所得制限（夫婦の所得）	助成金額上限	年齢制限（妻）
岡山市	730万円未満	治療内容に応じて、15万円、7.5万円（※）	40歳未満 6回 40～42歳 3回
仙台市	岡山市と同じ	岡山市と同じ	岡山市と同じ
新潟市	730万円未満	治療内容、治療回数、治療開始期間に応じて 25万円、20万円、12.5万円、7.5万円（※）	岡山市と同じ
	730万円超	治療費の2分の1 但し、治療の内容に応じて、上限額 7.5万円、3.75万円	
静岡市	所得制限なし	治療内容、治療回数に応じて 20万円、15万円、7.5万円（※）	岡山市と同じ
広島市	岡山市と同じ	岡山市と同じ	岡山市と同じ
熊本市	岡山市と同じ	岡山市と同じ	岡山市と同じ
倉敷市	岡山市と同じ	岡山市と同じ	岡山市と同じ
玉野市	岡山市と同じ	玉野市の場合は、岡山県による助成となるが、岡山県による助成は岡山市と同じである。 ただし、岡山県の助成額を超える医療費がかかった場合は、超えた額の2分の1を玉野市が追加で助成する。（県の助成額が15万円の場合は10万円、7万5千円の場合は5万円をそれぞれ上限となる。）	岡山市と同じ
総社市	岡山市と同じ	玉野市と同じ（ただし、10万円を上限とする。）	岡山市と同じ

（※初回の治療に限り、治療の内容に応じて30万円を上限）

(5)指摘事項及び意見

岡山市は指定医療機関に本制度を周知しており、特定不妊治療を受ける際は医療機関より市民に本制度が紹介されている。岡山市は、さらに、不妊に悩む市民が相談や治療をより受けやすい体制を整える必要がある。

また、助成金額や所得制限については、岡山市より優遇された制度を設けている市があり、制度の利用のための柔軟な対応が必要である。

<意見 9 制度利用の推進>

不妊治療の重要性は増しており、不妊に悩む市民が必要に応じ相談や医療機関で受診ができるように、例えば、岡山市のホームページにおける制度のPRの充実や広報誌への掲載など、岡山市として、市民に対し制度の周知を促進する必要がある。

<意見 10 所得制限、助成金額>

政令指定都市では新潟市、静岡市が岡山市よりも優遇された制度を設けている。総社市、玉野市では、まず岡山県の助成（岡山市と同水準）を受けることになるが、岡山県の助成額を超える医療費がかかった場合は超えた額の一部を助成している。

岡山市においても、所得制限の緩和や助成金額の充実等の検討をすべきである。

15. 病児保育事業

(1)制度概要

保護者の勤務などで、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、医療機関等で病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的としている。

①支給対象者

岡山市内に居住し、保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情によって家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童で、次のいずれかに該当する児童。

- ・当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童
- ・病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童

②利用料

一人一日当たり 2,500 円

生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の者は、減額申請書を提出した場合、利用料を 2,000 円減額される（自己負担 500 円）。

③利用できる病状等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）など乳幼児が日常罹患する疾病や、麻疹、水痘、風疹などの感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び熱傷などの外傷性疾患など。

④実施施設

（南区）医療法人青木内科小児科医院内 山陽ちびっこ療育園

（中区）医療法人藪内小児科医院内 病児保育室みらい

（北区）医療法人表町ファミリークリニック内 病児保育ルームドレミ

（北区）医療法人正崇会黒田医院内 うらら病児保育園

（北区）医療法人岡山奏和会 撫川クリニック内 チャイルド・ケア ハーモニィ

⑤利用状況の推移

（実施施設数）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
施設数 (箇所)	4	4	5	5	5

(年間延利用人数)

実施施設	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
山陽ちびっこ療育園	2,249	2,105	2,078	1,892	2,746
病児保育室みらい	1,047	951	1,020	1,082	969
病児保育ルームドレミ	797	674	589	568	842
うらら病児保育園	834	763	807	730	777
チャイルド・ケア ハーモニー (※)	—	—	46	364	407
合計	4,927	4,493	4,540	4,636	5,741

(※) 平成 26 年 3 月より設置。

(2)実績

平成 23 年度からの病児・病後児保育事業の事業費の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
病児・病後児保育 事業費 (千円)	62,074	58,060	61,020	62,918	69,809

(3)業務フロー

登録申込	登録申込は年度ごとに必要である。 申込者が、岡山市病児保育事業登録申込書を保育・幼児教育課、福祉事務所、各支所、病児保育事業実施施設に提出する。
利用申込	申込者が、岡山市病児保育事業利用申込書を病児保育事業実施施設に提出する。
利用料の減額申請	申込者が、利用した病児保育事業実施施設へ利用料減額申請書を提出する。 保育・幼児教育課において、該当する世帯か否かを確認する。

(4)指摘事項及び意見

施設の設置状況

岡山市において、岡山市子ども・子育て支援プランの中で仕事と子育ての両立のための基盤整備の一環として病児・病後児保育事業が取り上げられており、利用者数の増加を目標としている。しかし、現状は実施施設が市中心部に集中しており、その他の地域の市民にとって利用しにくいことが考えられる。

<意見 11 サービスのさらなる拡充>

市民の利便性を向上させるためには、市民の分布の状況や市域面積、公共交通機関等の整備状況等を考慮する必要がある。したがって、地域の病院や保育園、近隣市町村等と連携し、より多くの市民がサービスを受けられる機会を提供することが求められる。

16. 妊婦乳児健康診査費

(1)制度概要

妊婦・乳児の一般健康診査に加え、妊婦 HBs 抗原検査により B 型肝炎の母子感染を予防し、乳児の発達に応じた時期に小児科専門医の健康診査を行うことにより乳児の心身障害等の異常を早期に発見する。これにより、妊婦・乳児に対して適切な援助等を講じ、母子の健康増進を図る。実施事業は主に以下のとおりである。

①妊婦一般健康診査

妊娠期間中に一般健康診査 14 回、超音波検査 4 回、血液検査 2 回、クラミジア検査 1 回、GBS 検査 1 回の受診票を交付し、費用を助成する。

②乳児一般健康診査、3～5 か月児健康診査

1 歳に到達する月末まで使用できる受診票を、一般健康診査 2 回、3～5 か月児健康診査 1 回の計 3 回分交付している。

③7・8 か月児健康診査

生後 7 か月以上 9 か月未満の乳児を対象に指定医療機関で個別に健康診査を実施する。

④新生児聴覚検査

新生児に最大2回まで検査費用を助成する。

⑤先天性代謝異常検査

新生児の足の裏から少量の血液を採る検査費用を助成する。(採血料は自己負担)

(2)実績

平成23年度からの実績は以下のとおりである。

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
妊婦乳児健康診査費(千円)	765,638	762,186	758,909	765,092	747,927

(3)業務フロー

支給決定	<p>妊娠したら市民より妊娠届が提出され、受診票つづり(受診票が綴じられている)を交付する。</p> <p>妊婦が病院で健康診査をうけると病院は受診票を国民健康保険団体連合会に提出し、国民健康保険団体連合会より健康づくり課に支払の明細と振込依頼書、受診票が送られる。健康づくり課は、保健管理システムより、エラーリストを出力しエラーリスト内容をすべて確認する。</p> <p>エラーとなった受診票は国民健康保険団体連合会に通知する。</p>
給付	<p>エラーとならなかった受診票は検査報告、支出命令書にて内部決裁を受け、国民健康保険団体連合会に支払を行う。</p>

平成27年度の受診率は以下のとおりである。

	対象数	受診数	受診率	未受診率
3~5か月児健康診査	6,526人	6,067人	93.0%	7.0%
7・8か月児健康診査	6,561人	4,604人	70.2%	29.8%

(4)指摘事項及び意見

本制度は健康診査に関する助成であることから、適時適切に受診するように推進していく必要がある。

<意見 12 受診率>

7・8 か月児健康診査の受診率が低い主な理由は、3～5 か月児健康診査は自己負担がゼロであるのに対して、7・8 か月児健康診査受診費は半額（3,000 円）が自己負担のためと考えられる。現在の受診率が継続、上昇するように、今後自己負担額を検討することが必要である。

<意見 13 未受診者への早期受診の推進>

妊婦一般健康診査等は、市民の妊娠届の提出の時期、転入・転出等の理由により、個人別に受診時期、回数に差が生じる。妊娠後期に初めて受診した等の場合は、医療機関を通じてハイリスク妊婦として認識・対応する体制を整備しているが、受診の遅れや未受診から、妊婦の健康や生活面での問題が危惧されるため、早期かつ適切な回数を受診をより推進する必要がある。

17. 1 歳 6 か月児・三歳児健康診査事業費

(1)制度概要

幼児期において、身体発育及び精神発達の両面から重要な時期である 1 歳 6 か月児及び三歳児に対して、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び措置を行う。実施事業は主に以下のとおりである。

①1 歳 6 か月児健康診査

1 歳 6 か月から 2 歳になる前日までの幼児を対象に、年間 136 回(平成 27 年度)健康診査を実施する。

②三歳児健康診査

3 歳 6 か月から 4 歳になる前日までの幼児を対象に、年間 138 回(平成 27 年度)健康診査を実施する。

③休日健診

年間4回、1歳6か月児健康診査・三歳児健康診査と合同実施する。

④事後フォロー検討会

年に1度、保健所職員と心理判定員との個別ケースの事後指導方針の検討や、事業打合せ会議にて、健康診査従事者と事業内容を検討する。また、未受診者対策として、受診勧奨通知を行って未受診者調査を継続して行うとともに、アンケートを実施しより受診しやすい体制を整備する。

(2)実績

平成23年度からの実績は以下のとおりである。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1歳6か月児・三歳児健康診査事業費（千円）	25,757	26,191	26,942	28,733	28,930

(3)業務フロー

事業開始	岡山医師会等と1歳6か月児健康診査、三歳児健康診査について契約する。医師、雇い上げの心理判定員、臨床検査技師、歯科衛生士等に従事の依頼をする。
事業の準備	満1歳6か月、3歳6か月の時期に、対象者へ健康診査の診査票と案内文を送付する。（三歳児健康診査対象者には、目と耳に関するアンケートと検査用紙、尿検査の物品も送付。）
事業の実施	対象者が、1歳6か月児健康診査は満2歳の誕生日の前日、三歳児健康診査は満4歳の誕生日の前日までに、各保健センター等で受診する。必要に応じて、精密検査（岡山市内の医療機関で受診。自己負担は無料）や他の事業の案内をする。未受診者に対して、受診勧奨を行う。
給付	各保健センターが作成した従事リストを確認し、支出命令の決裁を受け、会計課で審査後、健康診査従事の医師等個人の口座に支払う。

平成 27 年度の受診率は以下のとおりである。

	対象数	受診数	受診率	未受診率
1 歳 6 か月児	6,441 人	6,065 人	94.2%	5.8%
三歳児	6,474 人	5,912 人	91.3%	8.7%

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

18. 母子保健普及啓発費

(1)制度概要

生涯にわたる健康の保持増進、思春期からの母性の育成のため、下記の事業を実施する。

①ハイリスク母子支援事業

障害児の親の会での講演会等開催する。

②母と子の健康づくり啓発事業

子育てに必要となる身近な情報や市が行う育児支援事業にかかる情報を情報誌「あんだんて」にまとめて、乳幼児の保護者に年 6 回提供している。(おやこクラブに事業委託する。)

③健康子育てグループ活動(支援)事業

市内を 6 ブロックに分けて、ブロック内のそれぞれの地区において必要な班を構成し、子育てグループリーダーを中心として、地域における子育てグループ活動を実施している。(おやこクラブに事業委託する。)

④親子手帳、子育てのしおり作成等普及啓発事業

妊娠届出をされた妊婦に、親子手帳・受診票つづり・子育てのしおり等を交付する。

⑤岡山市いいお産サポート事業(平成 23 年度事業開始)

11 月 3 日の「いいお産の日」に関するイベントをふれあいセンターで年 1 回開催している。また、産科医療機関との連携会議や研修会を開催している。

⑥ 育児環境調査

3年毎に1歳6ヶ月児健康診査時にアンケート調査を実施し、回答内容を分析・考察する。

⑦ 健やか親子21全国大会

子育て関係の講演、パネルディスカッション、表彰等を行う、健やか親子21全国大会を岡山で開催する。

(2) 実績

平成23年度からの実績は以下のとおりである。

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
母子保健普及啓発費（千円）	6,425	6,752	7,471	6,212	6,779

(3) 業務フロー

事業開始	健康づくり課で実施する事業の伺を起案し、決裁を受ける。
物品購入、委託等の決定	必要物品・委託等については、岡山市契約規則・会計規則等に従い、購入・契約する。
事業の実施	職員・委託業者により事業実施を行い、業務完了・納品検査等を行う。
支払	健康づくり課にて請求書等の確認を行い、支出命令の決裁を受け、会計課で審査後、業者等に支払う。

(4) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

19. 母子保健相談指導事業費

(1) 制度概要

妊娠、出産に計画性をもたせ、妊婦に対しては、疾病や異常を予防し、安全な分娩と母体の回復の適正化を図るとともに母乳栄養への意識を高める。

また、乳幼児の成長・発達に関することや、母親の育児上の悩み・不安に対して日常生活の中で解決が図られるよう適切な育児方法を指導する。実施事業は主に以下のとおりである。

① 妊婦健康相談

妊娠出産に関する相談を行う。

② 離乳食講習会

離乳食の作り方実演と進め方について講習する。

③ ゼロ歳からの食育推進事業

赤ちゃんすこやか相談の一部の会場で、地域の栄養委員が母親に対して、食育の講習を行う。

④ いのちを育む授業

中学生が乳児と触れ合ったり、保護者から話を聴いたりして、いのちの重みや大切さを学ぶ。

⑤ 乳幼児健康相談

地区おやこクラブで健康教育を実施する。

⑥ 赤ちゃんすこやか相談

乳児の身長、体重の計測や発育・発達に関する相談、母親同士の交流、絵本の読み聞かせ等を実施する。

⑦ 電話育児相談

相談用の直通電話で、子育て全般について育児相談を受ける。

⑧ 思春期電話相談

相談用の直通電話で、火・木曜日に思春期相談を受ける。

⑨ 絵本の読み聞かせ

赤ちゃんすこやか相談と同じ会場で、ボランティア等の協力により赤ちゃんのための読み聞かせを実施する。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
母子保健相談指導事業費（千円）	2,530	2,529	2,466	2,537	3,215

(3)業務フロー

事業開始	健康づくり課で実施する事業の伺を起案し、決裁を受ける。
物品購入、委託等の決定	必要物品・委託等については、岡山市契約規則・会計規則等に従い、購入・契約する。
事業の実施	職員・委託業者により事業実施を行い、業務完了・納品検査等を行う。
支払	健康づくり課にて請求書等の確認を行い、支出命令の決裁を受け、会計課で審査後、業者等に支払う。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

20. おやこクラブ関係費

(1)制度概要

市内に居住する親と子の健康増進を図るとともに、親と子の仲間づくりを行うことにより、地域の子育て機能の活性化を図るため、各地区おやこクラブの活動を支援する。おやこクラブは市内に居住する乳児から就園前幼児とその親を対象に、親と子の仲間づくりをすすめるとともに、健康増進を図ることを目的に活動する。

各地域の実情に応じ、ブロックごとに交流会や研修会を実施する。他の組織と協力し、地域ごとの活動を充実させ、地域の子育て支援機能を活性化するよう支援する。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
おやこクラブ関係費 (千円)	424	422	457	509	1,206

(3)業務フロー

事業開始	健康づくり課で実施する事業の伺を起案し、決裁を受ける。
物品購入、委託等の決定	必要物品・委託等については、岡山市契約規則・会計規則等に従い、購入・契約する。
事業の実施	職員・委託業者により事業実施を行い、業務完了・納品検査等を行う。
支払	健康づくり課にて請求書等の確認を行い、支出命令の決裁を受け、会計課で審査後、業者等に支払う。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

21. 新生児、妊産婦、未熟児訪問指導費

(1)制度概要

各センター保健師及び雇い上げ助産師等が家庭を訪問し、妊産婦及び新生児に対して必要な保健指導を行う。特に、虐待予防の観点から、「乳児家庭全戸訪問事業」（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、支援が必要な家庭に対しては「養育支援訪問事業」等の適切なサービス提供に結び付ける。実施事業は主に以下のとおりである。

①「乳児家庭全戸訪問事業」（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までに地域の愛育委員が、絵本のプレゼントと子育てに関する情報を持って訪問する。

②ハイリスク妊産婦訪問事業

医療機関からの情報提供に基づき、支援が必要な妊産婦・新生児の訪問を行う。

③養育支援訪問事業

養育困難になっている家庭に対して、保健師、助産師、保育士が訪問し、具体的な育児の指導や養育者の精神的支援を行う。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新生児、妊産婦、未熟児 訪問指導費（千円）	17,992	21,166	25,346	27,526	27,602

(3)業務フロー

事業開始	健康づくり課で実施する事業の伺を起案し、決裁を受ける。
物品購入、委託等の決定	必要物品・委託等については、岡山市契約規則・会計規則等に従い、購入・契約する。
事業の実施	職員・委託業者により事業実施を行い、業務完了・納品検査等を行う。
支払	健康づくり課にて請求書等の確認を行い、支出命令の決裁を受け、会計課で審査後、業者等に支払う。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の平成 27 年度の訪問件数は以下のとおり。

対象戸数	訪問戸数	訪問率
6,590 件	6,438 件	97.7%

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

22. 身体障害児療育指導費

(1) 制度概要

乳幼児(0歳から就学前)の心身の異常の早期発見及び保護者の不安軽減のため、健康診査等で経過観察が必要であるとされた児とその保護者を対象とした相談・健康診査を行う。実施事業は主に以下のとおりである。

①すくすく子育て相談

小児科医、歯科医等による身体発育・発達に関する相談や子育て相談を実施する。

②乳幼児こころの相談

情緒・精神発達面において問題を有すると疑われ、児童精神科医等による診察、相談及び保健指導が必要と思われる乳幼児を対象に、児童精神科医、保健師による相談日を設けて相談を実施する。

③乳幼児あゆみ教室

運動発達の遅れが気になる乳幼児に対して、専門の指導員、保健師等による日常生活習慣の中での関わり方や体操による発達アドバイスを行う教室を実施する。

④親子いきいき教室

情緒・精神発達に問題が疑われる児や子育てに不安を有する保護者に対して、児童精神科医・臨床心理士・保育士・保健師等による親子のふれあいや集団生活等の指導を通して児の発達を促したり育児を見直す教室を実施する。

⑤MCG(母と子のグループミーティング)

育児不安等で子育てに負担を感じている母親同士が集まり話をすることで、育児不安やストレスの軽減を図り、虐待防止につなげる。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
身体障害児療育指導費 (千円)	3,760	3,616	3,621	3,311	3,088

(3)業務フロー

事業開始	健康づくり課で実施する事業の伺を起案し、決裁を受ける。
物品購入、委託等の決定	必要物品・委託等については、岡山市契約規則・会計規則等に従い、購入・契約する。
事業の実施	職員・委託業者により事業実施を行い、業務完了・納品検査等を行う。
支払	健康づくり課にて請求書等の確認を行い、支出命令の決裁を受け、会計課で審査後、業者等に支払う。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

23. 児童手当

(1)制度概要

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

①支給対象となる児童

・0歳から中学校修了までの児童（15歳到達後最初の3月31日までにある人）

原則として、日本国内に住所を有する児童（留学中の場合等を除く。）

②手当を受給する人

- ・児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母（未成年後見人を含む）
- ・児童と同居し、監護し、かつ生計を同じくする父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）
- ・児童を監護し、かつ生計を維持する者（父母等・父母指定者が非監護・非生計同一の場合のみ）
- ・施設の設置者等（児童が児童福祉施設等に入所している場合）
- ・生計を維持する程度の高い者（児童を監護し生計同一の父母等・父母指定者が複数いる場合）
- ・児童と同居している者（児童を監護し生計同一の父母等が複数おり、そのうち1人が児童と同居で、離婚成立・離婚協議中の場合。単身赴任の場合を除く）

「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行うことをいう。

③手当の額

児童手当 (所得制限基準額未満の者)	<ul style="list-style-type: none">・0歳～3歳未満（一律）：月額15,000円・3歳～小学校修了前（第1子・第2子）：月額10,000円・3歳～小学校修了前（第3子以降）：月額15,000円・中学生（一律）：月額10,000円
特例給付 (所得制限基準額以上の者)	<ul style="list-style-type: none">・0歳～中学校修了前（一律）：月額5,000円

④所得制限（平成24年6月から）

平成24年6月分（10月支給分）から所得制限が適用されている。

受給者の所得が所得制限限度額未満の者は、児童手当が支給される。

また、所得制限限度額以上の者は、当分の間、特例給付が支給される。

所得制限限度額は扶養親族等の数に応じて、下表のとおり定められている。

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

(2)実績

平成24年度からの児童手当の受給者数の実績は以下のとおりである。

なお、下表の「被用者」とは、会社員などで本人が厚生年金に加入している者をいい、「非被用者」とは、被用者又は公務員でない者をいう。

(単位：人)

児童手当		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
児童数 (3歳未満)	被用者	15,054	13,851	13,693	13,321	
	非被用者	3,585	3,270	3,206	3,002	
児童数(3歳以上小学校終了前)	第1子	被用者	38,839	38,625	38,469	34,461
		非被用者	10,227	10,012	9,643	8,535
	第3子以降	被用者	5,147	5,147	5,262	4,792
		非被用者	1,711	1,723	1,681	1,472
児童数 (中学生)	被用者	13,080	12,984	13,143	15,176	
	非被用者	3,906	3,955	3,785	4,236	
児童数 (計)	被用者	72,120	70,607	70,567	67,750	
	非被用者	19,429	18,960	18,315	17,245	

平成24年度からの特例給付の受給者数の実績は以下のとおりである。

(単位：人)

特例給付		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
児童数 (3歳未満)	被用者	743	719	718	744	
	非被用者	125	127	126	127	
児童数(3歳以上小学校終了前)	第1子	被用者	2,916	2,840	3,037	2,843
		非被用者	303	313	347	342
	第3子以降	被用者	456	462	507	492
		非被用者	50	51	50	63
児童数 (中学生)	被用者	1,476	1,457	1,428	1,804	
	非被用者	125	136	133	172	
児童数 (計)	被用者	5,591	5,478	5,690	5,883	
	非被用者	603	627	656	704	

平成 24 年度からの児童手当の支給額の実績は以下のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童手当 (千円)	10,323,205	12,327,070	12,237,995	12,133,795

(3) 過払金の発生

受給者が児童を監護・養育しなくなったり、市外に転出したにも関わらず受給事由消滅の届出を怠った場合、また受給者が新たに公務員になったりした場合（公務員の児童手当は所属庁から支給されるため）に児童手当の過払が発生することがある。

過払金の発生と回収状況は下表のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
発生件数	14	22	28	35
発生金額(千円)	475	1,355	1,990	3,625
回収金額(千円)	355	880	1,323	2,345
未回収金額(千円)	120	595	1,232	2,122

(4) 保育料等の徴収

児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づき、受給者からの申出により未納の給食費、幼稚園授業料、保育料を児童手当および特例給付の額から徴収している。

平成 24 年度からの徴収の実績は以下のとおりである。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育料	件数	22	28	30	15
	徴収金額（千円）	1,615	1,990	3,059	1,206
学校給食費	件数	14	14	28	20
	徴収金額（千円）	472	642	1,226	757
幼稚園 授業料	件数	0	1	0	0
	徴収金額（千円）	0	50	0	0
認定子ども 園利用料	件数	0	0	0	0
	徴収金額（千円）	0	0	0	0

未納の保育料等については、上述した申出による徴収のほか、児童手当法第 22 条の規定に基づき、各市町村の判断により保育料を納期限内に納付していない者を対象に支給する児童手当から保育料を直接徴収（特別徴収という。）することができる。

(5) 業務フロー

新規認定請求から支給までの流れは以下のとおりである。

認定請求の受理	出生や転入の場合、請求者は「児童手当・特例給付 請求書」を記入、窓口（各区役所・支所・地域センター）にて申請する。
審査	こども福祉課において、課税台帳による審査を行う。
認定通知書の送付	こども福祉課より受給者に対して、「児童手当・特例給付認定通知書」を送付する。
手当の支給	6 月・10 月・2 月に 4 ヶ月分を指定口座へ振り込む。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものである。

児童手当等受給者は、毎年6月1日から30日までの間に現況届を提出しなければならず、提出しないときは手当の支払を一時差しとめる。

現況届未提出のまま2年を経過したときは、児童手当等の支給を受ける権利は時効によって消滅する。

(6) 他市との比較

児童手当又は特例給付からの保育料等の特別徴収の実施状況を他の自治体と比較すると以下のとおりである。

	岡山市	仙台市	新潟市	静岡市	広島市	熊本市	倉敷市
特別徴収実施の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し

上表記載の自治体のほか政令指定都市では大阪市、近隣他市では玉野市が特別徴収を実施している。

(7) 指摘事項及び意見

児童を監護・養育しなくなったなどを理由に過払金が発生する。その発生件数は増加傾向にあり、平成27年度では3,000千円を超える金額となっている。また、発生した過払金の当年度中の回収率は7割を下回っている。

岡山市では、過払金発生事由の判明から約2週間以内に返納の通知及び納入通知書を送付している。この通知によっても返納されない場合、年2回督促状を送付している。この点、督促事務手続について、スケジュールなどがマニュアル化されておらず、督促の実施時期が不定期となっている。

< 意見 14 過払金の督促事務（児童手当） >

過払金の回収にあたっては、滞納期間が長期化するほど回収が困難となる可能性が高まることから、督促事務手続を明確化するとともに、電話による連絡を組み合わせ、早期回収を目標とする仕組みの確立が求められる。

24. 児童扶養手当

(1) 制度概要

児童扶養手当は、父または母のいない児童や父母がいない児童を養育している場合に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当である。

① 支給対象となる児童

日本国内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で一定の障害の状態にある者）

- ・ 父母が婚姻を解消（離婚、事実婚解消）した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が重度の障害にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻しないで生まれた児童
- ・ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

「事実婚」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある状態をいう（異性と同居していたり、同居していなくても定期的な訪問があり定期的に生計費の補助がある場合は事実婚となる）。

② 手当を受給する人

- ・ 児童を監護している母
- ・ 児童を監護し、かつ生計を同じくしている父
- ・ 児童と同居し、監護し、かつ生計を維持している養育者

③手当の額（月額 平成 27 年度）

児童数	全部支給	一部支給
1 人	42,000 円	9,910 円～41,990 円
2 人	5,000 円加算	
3 人目以降	1 人につき 3,000 円加算	

④所得制限

受給資格者（父または母、養育者）や生計が同じ扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）の所得額（養育費の 8 割相当額を含む所得から所定の控除額を差し引いた後の金額）が一定以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止される。

受給者について、下記の所得制限限度額表中の税法上の扶養人数（a）に応じた限度額と比較し、表中 b 「全部支給限度額」より少なければ全部支給、b と表中 c 「一部支給限度額」の間なら一部支給、c 以上ならば全部停止となる。

扶養義務者については、d 以上ならば全部停止となる。

扶養人数 a	受給者本人		扶養義務者 d
	全部支給限度額 b	一部支給限度額 c	
0 人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	1,330,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	1,710,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円

(2)実績

平成 23 年度からの児童扶養手当の受給者数の実績は以下のとおりである。

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全部支給	3,724	3,827	3,729	3,709	3,532
一部支給	2,681	2,669	2,742	2,799	2,693
合計	6,405	6,496	6,471	6,508	6,225

平成 23 年度からの児童扶養手当の支給額の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童扶養手当 (千円)	2,973,953	3,020,435	3,033,985	2,982,471	2,983,743

(3) 過払金の発生

受給者が児童を監護・養育しなくなったり、受給者が婚姻（事実婚を含む）した場合に児童扶養手当の過払が発生することがある。

過払金の発生と回収状況は下表のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
発生件数	22	13	29	17	21
発生金額 (千円)	9,335	5,686	16,107	8,565	8,243
回収金額 (千円)	4,043	3,391	6,869	9,497	3,576

なお、平成 27 年度末の未回収金額は 42,507 千円である。

(4) 業務フロー

新規認定請求から支給までの流れは以下のとおりである。

認定請求の受理	請求者は、「児童扶養手当新規認定・額改定申請請求書」を記入し、窓口（福祉事務所・区役所・地域センター・支所）にて申請する。
審査	こども福祉課において、受給資格の審査を行う。
認定通知書等の送付	こども福祉課より、受給者に対して「児童扶養手当認定通知書」及び「児童扶養手当証書」を送付する。
手当の支給	4月・8月・12月に4ヶ月分を指定口座へ振り込む。

児童扶養手当の受給資格がある者（全部支給停止の人を含む）は、毎年8月に現況届を提出し、子どもの養育状況や所得など支給条件に該当しているかを確認している。

児童扶養手当受給者は、8月中に現況届を提出しなければならず、提出しないときは手当の支払を一時差し止める。

現況届未提出のままで2年を経過したときは、児童手当等の支給を受ける権利は時効によって消滅する。

(5) 指摘事項及び意見

事実婚の判明などを理由に過払金が発生する。その発生金額に対して回収金額が大きく下回っており、平成27年度末で未回収残高が42,507千円となっている。

岡山市では、過払金発生事由の判明から約2週間以内に返納の通知及び納入通知書を送付している。この通知によっても返納されない場合、年2回督促状を送付している。この点、督促事務手続について、スケジュールなどがマニュアル化されておらず、督促の実施時期が不定期となっている。

< 意見 15 過払金の督促事務（児童扶養手当） >

過払金の回収にあたっては、滞納期間が長期化するほど回収が困難となる可能性が高まることから、督促事務手続を明確化するとともに、電話による連絡を組み合わせ、早期回収を目標とする仕組みの確立が求められる。

25. 放課後児童健全育成事業（監査対象外）

(1) 制度概要

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休暇中等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

- ・児童クラブでの事業の円滑な運営や必要な施設の整備を図る。
- ・開所延長や障害児受入推進等の「質の改善」を行い、女性の社会進出、児童の健全育成、障害児の支援を促進する。

26. シルバー世代産前産後応援事業（監査対象外）

(1)制度概要

子育て支援を求めている産前産後の世帯の支援とシルバー世代のやりがいづくりの両方の視点を踏まえ、シルバー世代の支援者の養成と育児・家事援助事業を推進実施する。

支援を求める産前産後の妊産婦が登録し、必要に応じてシルバー人材センターから支援者を派遣、育児・家事の支援を行う。

27. 児童館運営費（監査対象外）

(1)制度概要

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。（児童福祉法第40条）

市内23の児童館・児童センターを運営する。遊びを通して子供たちの創造性、自主性、社会性を育むため、様々な活動を行っている。また、親子のふれあいを通して、親同士、子供同士の交流の場を提供している。

28. 地域と家庭の子育て推進事業（監査対象外）

(1)制度概要

子育て支援として、親が子どもを心身ともに健全に育てるための学習の機会と交流の場を提供する。

・子育て広場 地域住民が主体となって幼稚園等を利用し、子育てに関する学習・交流の場を設置する。

・グループ活動 保育園・幼稚園・小学校等の保護者を中心に地域グループを作り、子育てに関する学習・交流・実践活動を行う。

29. 子育て応援サイト運営費（監査対象外）

(1)制度概要

岡山の子育て情報を簡単・便利に入手できるように、民間の活力を活かし、市民の目

線に立った情報発信を行う。官民協働型のポータルサイトの運営にあたっては、民間・行政が協力して子育てに関する情報の集約化・一元化を図り、市民、団体・グループが相互に情報発信・情報共有できる「場」を提供することにより「地域活動のネットワークづくり」「市民、団体・グループの連携強化」の促進を図る。

- ・官民共同による、子育てに関する情報の集約・一元化、及び情報発信を行う。
- ・利用者が必要な情報を入力しやすいサイト構成を実施する。
- ・メディアやイベントを活用し、サイトの周知を図るとともに、子育て支援情報を発信する。

30. ファミリーサポート事業（監査対象外）

(1)制度概要

育児の支援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）が会員となり、センターのアドバイザーが、依頼会員の要望を受け、提供会員を紹介する。会員の相互援助により、子育て支援の地域ネットワークづくりをすすめ、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを目指す。

31. 赤ちゃんの駅設置推進事業（監査対象外）

(1)制度概要

乳幼児を抱える保護者が、安心して外出を楽しめる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とし、授乳やおむつ交換等ができる施設（公共施設及び民間施設）を「赤ちゃんの駅」として登録し、専用のステッカーを交付する。市民に一目で分かるようにし、ホームページなどを利用して登録施設情報を広く周知し利便性を向上させるとともに、施設管理者等の子育て支援に対する認識を高めることにより、授乳やおむつ交換のできる施設の整備を推進する。

32. 心豊かな岡山っ子応援団事業（監査対象外）

(1)制度概要

「子どもが健やかに育ち、子どもを安心して生み育てることができるまち、岡山」を

目指し、子育てを社会全体で支えていく気運を醸成することを目的として設立された「心豊かな岡山っ子応援団」と協働で子育て・子育て支援事業を実施する。赤ちゃん絵本でゆったりコミュニケーション事業、広げよう！応援団の輪事業等を実施する。

33. 子育てパパ・プレパパ応援事業（監査対象外）

(1) 制度概要

子どもを安心して産み育てることのできる社会づくりの支援のため、男性の育児参加に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

子育て支援のノウハウを持った団体による男性の子育て支援研修、助産師による模擬妊婦体験、もく浴の仕方等のスクール、パパの手作り料理教室&イクメン応援講座等を実施する。

34. 放課後子ども教室（監査対象外）

(1) 制度概要

児童・生徒を対象として、放課後や学校休業日に安全・安心な居場所と体験学習活動の機会を提供するため、「放課後子ども教室」を小学校区単位で開設し、体験学習活動を通じた児童・生徒の健全育成と、心豊かな岡山っ子の育成に努める。

35. 障害児保護費

(1) 制度概要

要保護障害児及び障害児施設契約入所児に対する措置・障害児童施設支援に要する経費を負担し、障害児の心身ともに健全な育成を図ることを目的とする。

障害児措置、障害児入所支援、障害児通所支援等に要する経費を負担する。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
措置					
給付額（千円）	215,801	198,598	222,078	192,101	187,665
延人数（人）	818	712	720	604	570
契約					
給付額（千円）	(注)685,355	155,412	120,827	112,568	122,811
延人数（人）	(注)3,042	724	559	490	502
通所					
給付額（千円）	258,758	485,629	615,482	704,114	938,663
延人数（人）	8,419	10,761	13,356	14,635	17,851

(注) 平成 23 年度は 18 歳未満も制度対象であったため、数値が多いもの。

障害児保護費は、上記の措置、契約、通所に分類されない費用がある。

平成 27 年度の障害児保護費総額と内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	金額
措置	187,665
契約	122,811
通所	938,663
障害児相談支援	11,202
高額障害児給付費	954
多子軽減償還給付費	22
やむを得ない事由による 措置費	2,887
障害児保護費総額	1,264,205

所得制限及び自己負担額

・通所、入所

	障害児通所支援 利用者	障害児入所支援 利用者	高額障害福祉サービス 費算定基準額
生活保護受給世帯 低所得 ※1	0 円	0 円	0 円
一般 1 ※2	4,600 円	9,300 円	37,200 円
一般 2 ※3	37,200 円	37,200 円	37,200 円

※1 市町村民税非課税の世帯

※2 市民税課税世帯で収入が概ね 890 万円以下であるもの（居宅で生活する方・二十歳未満の入所施設利用者に限る）

※3 市町村民税課税世帯で、一般 1 に該当しないもの

・措置

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得割の額のない世帯、所得割の額のある世帯、所得税課税世帯の区分に応じて、自己負担（0 円～全額自己負担）が生じる。

(3)業務フロー

<p>審査・決定・通知</p>	<p>審査・決定等はこども総合相談所、福祉事務所にて行われる。</p> <p>(入所、措置、契約)</p> <p>依頼者より相談があり面接を行う。面接調査結果を内部会議にかけて措置あるいは契約の判断を行い、措置願い同意書等を入手し、内部決裁を得る。</p> <p>決裁後、措置の場合は児童相談システムに入力し、措置通知書を出力し、決裁を受け、施設宛、保護者宛、福祉事務所宛に送付する。</p> <p>契約の場合はエクセルに入力し、受給証が出力され、決裁を得た上で交付される。</p>
-----------------	---

	<p>(通所)</p> <p>依頼者より相談があり面接後、相談記録、意見書、セルフプラン等が回付され、決裁を受ける。Gprime システムに情報が入力される。決定通知書、受給者証をシールで出力し、入力情報に誤りがないか確認の上、受給者証に張り付け、交付する。</p>
給付	<p>支払は障害福祉課にて行われる。</p> <p>(措置)</p> <p>事業所より請求書が送付される。障害福祉課はこども総合相談所より入手した名簿と請求書を照合する。照合の確認後、支出負担行為稟議書を財務システムより出力し、証票書類を添付の上回付、決裁を得た後、支出命令書にて支出を行う。</p> <p>(契約)</p> <p>事業所より請求書が送付される。障害福祉課は入所児童かどうかをこども総合相談所より入手した明細にて請求書を確認する。</p> <p>照合の確認後、支出負担行為稟議書を財務システムより出力し、証票書類を添付の上回付、決裁を得た後、支出命令書にて支出を行う。</p> <p>(通所)</p> <p>事業者は国民健康保険団体連合会に請求書を送付し、国民健康保険団体連合会で形式的チェックを行った後、障害福祉課に電子データが送付される。障害福祉課で電子データをオクトパスシステムに取り込み、システムチェックを行う。チェックの結果、警告となったものについて、内容を確認し、支払うべきものについては、証票</p>

	<p>書類を添付の上回付し、決裁を得た後、支出命令書にて支出を行う。</p> <p>支払うべきでないとなったものについては返戻リストを作成し国民健康保険団体連合会に送付する。</p>
--	---

(4)指摘事項及び意見

岡山市の規程によれば、原則文書管理システムに登録の上、決裁することが規定されているが、決定、給付について決定通知書に承認印欄を設けて決裁している部署が確認された。また、起案票への決裁日の記載漏れや決裁日が修正可能な鉛筆書きで記載されていた部署も確認された。

使用システムは複数のシステム（相互連携が基本的にされていない）にて日々の業務を行ってため、利用者のデータ確認に際し、それぞれのシステムの情報を参照、入力するなど、作業効率がよいとは言えない部分がある。

<意見 16 重要事項の決裁方法>

岡山市では、重要決裁事項は文書管理システムにて一元管理し、決裁事項を検索できる仕組みとしている。児童記録を一括して文書管理システムに登録しているが、決定、給付の決裁は、決定通知書に承認印欄を設けて書面上で決裁している部署が確認された。少なくとも、決裁事項を検索できる程度の内容を文書管理システムに登録の上、決裁する等、文書管理システムの有効活用を検討すべきである。

<意見 17 決裁証跡>

起案票への決裁日の記載漏れや決裁日が修正可能な鉛筆書きで記載されていた部署が確認された。システム管理で起案票を出力し、決裁後は、起案票には修正できないようにボールペン等にて決裁日を忘れなく記載し、文書管理システムの決裁日と整合させるべきである。また、修正する場合においても、2重線を引き訂正印を押印すべきである。

<意見 18 通所、入所等の窓口>

障害児通所支援事務は、児童福祉法改正により、住民に身近な所でサービスが決定できるように、市町村事務と位置付けられた事務であるが、岡山市では、通所先によ

り窓口が、こども総合相談所もしくは福祉事務所と決定される。市民の利便性を鑑み、窓口の明確化を検討すべきである。

<意見 19 使用システム>

使用システムについて、措置は児童相談システム、契約入所はエクセル、通所はGprime システムによる管理となっている。統一システム、連携システムによる運用を行うことにより、業務の効率性が増すため、今後、システム導入の際は、他部署等とも連携したシステムの導入が必要である。

<意見 20 システムチェックエラー>

事業者からの請求内容をシステム処理すると、エラー警告等の一覧が出力される仕組みとなっている。障害福祉課では、当該内容を確認しているが、経常的に発生している単純エラー等は、事業所等に事前に通達を出し、エラー等の発生を未然に防ぐべきである。

36. 障害児医療費

(1) 制度概要

要保護障害児及び障害児施設契約入所児に対する措置・障害児童施設支援に要する経費を負担し、障害児の心身ともに健全な育成を図ることを目的とする。

障害児措置、障害児入所支援、障害児通所支援等に要する経費を負担する。

(2) 実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
措置					
給付額（千円）	(注)62,070	46,737	40,525	49,610	61,347
延人数（人）	(注)1,764	672	656	551	552
契約					
給付額（千円）	(注)151,194	37,588	30,912	29,107	28,072
延人数（人）	(注)2,016	459	344	313	281
通所					
給付額（千円）	—	3	3	2	0
延人数（人）	—	8	9	8	1

(注) 平成 23 年度は、18 歳未満も制度対象であったため、高い数値となっている。

所得制限及び自己負担額

所得区分	負担上限額
生活保護受給世帯	0 円
低所得 1 ※1	15,000 円
低所得 2 ※2	24,600 円
一般 1 ※3 一般 2 ※4	40,200 円

※1 市町村民税非課税世帯者であって障害者又は障害児の保護者の収入が年間 80 万

円以下であるもの。

※2 市町村民税非課税世帯者であって、低所得1に該当しないもの

※3 市町村民税課税世帯に属する者のうち、(ア)又は(イ)に該当し、かつ、市町村民税所得割が16万円(障害児及び20歳未満の施設入所者にあっては28万円)未満のもの

(ア) 居宅で生活するもの

居宅で生活するもの(グループホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を除く。)

(イ) 20歳未満の施設入所者

20歳未満の者であって、指定療養介護事業所、指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設等に入所又は入院している者

※4 市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般1に該当しないもの

(3)業務フロー

給付	<p>支給に関する事務はこども総合相談所、医療費の支払いは障害福祉課において行われる。</p> <p>利用者が医療行為を受け、各病院に医療費を支払う。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会から請求書と内訳書が障害福祉課に送付される。</p> <p>障害福祉課では、請求書通りに一旦社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に支払いを行う。</p> <hr/> <p>こども総合相談所で障害福祉課から回付された請求書と児童相談システムを突き合わせてチェックを行い、返戻すべきものがあれば、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に返戻を行う。</p>
----	---

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

37. 児童福祉年金

(1)制度概要

20歳未満の心身障害児の保護者に対して年金を支給し、福祉の増進を図る(ただし、施設入所児童及び障害児福祉手当受給児童を除く)。

①対象者

20歳未満で身体障害1級～3級、知的障害IQ50以下(療育手帳AまたはB(中度))
または精神障害1,2級の障害児(障害児福祉手当受給及び施設入所の児童を除く)の保護者

②対象児ごとの年金額

身体障害

1～2級：年額50,000円、3級：年額33,000円

知的障害

A：年額50,000円、B(中度)：年額33,000円

精神障害

1級：年額50,000円、2級：年額33,000円

③所得制限

なし

(2)実績

平成23年度からの実績は以下のとおりである。

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
支給額(千円)	25,939	25,847	25,444	26,056	26,411
受給者数(人)	686	688	696	700	723

(3)業務フロー

申込	申請者は、児童福祉年金支給申請書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を福祉事務所へ提出する。
審査・通知	福祉事務所で申請を受付、障害福祉課にて申請書の内容を確認する。 障害福祉課より申請者に岡山市児童福祉年金証書を送付する。
給付	障害福祉課にて3月末に支払処理の確認を行い、会計課より申請者に支払いが行われる。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

38. 難聴児補聴器購入費

(1)制度概要

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に、補聴器購入費の一部を助成する。

①対象者

市内に住所を有する18歳未満の難聴児で、両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であるもの。

②助成額

実際補聴器購入費と岡山市が定める基準価格と比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額。

③所得制限

世帯の市民税所得割の額が46万円未満が対象

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
支給額（千円）	835	898	728	519	1,067
受給者数（人）	13	11	10	8	16

(3)業務フロー

申込	申請者は、申請書、指定医療機関に属する医師が作成する意見書、認定補聴器専門店の見積書等の申請書類を福祉事務所に提出する。
審査・通知	福祉事務所で申請を受付、申請書の内容を確認し、支給の決定を行い申請者に通知する。 申請者は補聴器を製作（購入）し、領収書を添付の上、製作助成金請求を行う。
給付	障害福祉課にて請求内容の確認を行い、会計課より申請者に支払が行われる。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

39. 障害児福祉手当

(1)制度概要

日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の重度の障害児の福祉の増進を図ることを目的とするものである。

①対象者

- ・ 年齢 20 歳未満

・障害程度・・・令別表第1各号の障害を1つ以上有するもの

(例えば、両目の視力の和が0.02以下のもの、両耳の聴力が補聴器を用いても音声を認識することができない程度のもの等)

②欠格要件

・障害を支給事由とする公的給付（国民年金法に基づく障害基礎年金等）を受けるとき
 ができるとき

・児童入所施設、社会福祉入所施設、病院等に収容されているとき

③給付額

月額 14,480 円（平成 28 年 4 月 1 日以降は 14,600 円）

④所得制限

受給者（障害児本人）もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは支給されない。

(単位：円)

扶養親族等の数	障害児本人		障害児本人の配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
支給額（千円）	63,677	62,811	63,655	60,182	60,080
受給者数（人）	366	374	365	348	362

(3)業務フロー

申込	申請者は、申請書、受給資格者に係る医師の診断書、受給資格者の属する世帯全員の住民票の写し等、申請書類を福祉事務所に提出する。
審査・通知	福祉事務所で申請を受付、申請書の内容を確認するとともに、福祉事務所、嘱託医で構成される合同審査会にて審査し決定する。
給付	障害福祉課にて、支払の内容について確認し、支給の決定を行い、5月、8月、11月、2月の10日支給する。（支給は会計課）

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

40. 心身障害保険扶養年金

(1)制度概要

心身に障害のある人を扶養している保護者が、生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害となった場合、心身障害者に対して年金を支給し、生活の安定と福祉の向上を図る。

平成 2 年度より新規加入停止中である。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年金支給額（千円）	85,368	85,236	82,160	99,780	120,870
受給者数（人）	326	324	324	339	339
加入者（人）	239	230	226	204	193

新規加入は停止しているが、平成 2 年度以前加入者への支給が発生している。

(3)指摘事項及び意見

平成 26 年度、平成 27 年度の年金支給額が大幅に増加している。加入者が死亡しているにも関わらず、長期間年金支給を申請していない事例が平成 26 年度に発見されたため、対象者に対して案内を送付、支給したため、増加したものである。

【申請漏れにかかる人数と支給額】

	平成 26 年度	平成 27 年度
人数	15 人	19 人
支給額	18,140 千円	35,550 千円

<意見 21 制度利用可能者の把握>

市民からの申請がなくとも、岡山市で把握可能な情報の範囲内において、本来給付等を受けられる対象者への給付・通知等が漏れなくなされているか、定期的に確認する体制を整備する必要がある。

41. 心身障害者扶養共済年金

(1)制度概要

心身に障害のある人を扶養している保護者、生存中に一定額の掛金を納付すること

により、保護者が死亡又は重度障害となった場合、心身障害者に対して年金を支給し、生活の安定と福祉の向上を図る。

①対象者

岡山市内に住所を有し、障害者を扶養している親族で64歳までの健康なもの

②加入対象障害者の範囲

次のいずれかに該当する障害のあるもので、将来独立自活することが困難であると認められるもの

- ・知的障害者
- ・身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- ・精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が上記の者と同程度と認められる者

③掛金額

	年齢	一口当たり 掛金月額
加入時の年度の4月1日時点の年齢	35歳未満	9,300円
	35歳以上40歳未満	11,400円
	40歳以上45歳未満	14,300円
	45歳以上50歳未満	17,300円
	50歳以上55歳未満	18,800円
	55歳以上60歳未満	20,700円
	60歳以上65歳未満	23,300円

生活保護を受けている世帯は全額、市町村民税が課せられていない世帯又は免除されている世帯は半額、市町村民税所得割が課せられていない（均等割のみ課税）世帯は3割、申請により掛金が免除される。

④年金給付額

1口加入	月額 20,000円
2口加入	月額 40,000円

⑤弔慰金

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった時に、加入期間に応じて弔慰金が支給される。

		金額（1口当たり）		
		平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
		障害者死亡日		
		平成19年度以前	平成20年度以降	
加入 期間	1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

⑥脱退一時金

5年以上加入した後に、加入者からの申出により、本制度を脱退したとき、加入口数を2口から1口に減らしたときは、加入期間に応じて加入者に脱退一時金を支給する。

		金額（1口当たり）		
		平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
		脱退日		
		平成19年度以前	平成20年度以降	
加入 期間	5年以上10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

⑦所得制限

なし。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年金支給額（千円）	5,050	7,780	9,350	12,160	15,430
特別加算金支給額（千円）	800	1,510	1,880	2,270	2,930
受給者数（人）	15	26	32	41	50

(3)業務フロー

申込	申請者は、加入等申込書、申込者（被保険者）告知書、障害がある方の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳等）等を市に提出する。
審査・通知	市で申請を受付、障害福祉課で申請内容を確認し、独立行政法人福祉医療機構へ申込を行う。福祉医療機構からの審査結果を受け、申請者へ決定通知を行う。
掛金の拠出	申請者は毎月、市へ掛金を拠出する。障害福祉課は、掛金を独立行政法人福祉医療機構へ拠出し、当該機構で運用される。
給付	年金支給対象となったものにつき、同機構から市へ年金額が振り込まれ、障害福祉課は障害のある方へ支給する。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

42. 岡山市奨学金等貸付事業費（監査対象外）

(1)制度概要

(奨学金貸付金)

高校・大学・高等専門学校・専修学校の学生・生徒で、経済的な理由により修学困

難な者に貸付け、将来社会に貢献しうる有為な人材を育成する。

(入学一時金)

高校・大学・高等専門学校・専修学校に入学を希望する子女の保護者に入学時の扶養負担を軽減するため、入学一時金の貸付を行う。

43. 高等職業訓練促進給付金事業

(1) 制度概要

母子家庭の母や父子家庭の父が、就職する際に有利で生活の安定につながる資格を取得するため2年以上養成訓練機関に通う場合、支給条件を満たせば、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）や高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を給付するものである。

① 支給対象者

岡山市内に在住し20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の要件のすべてに該当する者。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。
- ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ・経済的事情等により、就業又は育児と修業を同時に行うことが困難であること。
- ・過去に高等職業訓練促進給付金（平成25年度までは「高等技能訓練促進費」）を受給していないこと。

平成28年4月より養成機関で1年（従来2年）以上のカリキュラムの修業に変更されている。

② 対象となる資格

- ・看護師、准看護師
- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・理学療法士

- ・作業療法士

平成 28 年 4 月より美容師、社会福祉士、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師が新たに対象とされている。

③給付対象期間

訓練促進給付金

- ・ 3 年を上限とする。
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに修業を開始し、平成 28 年 4 月 1 日時点で修業中の人は支給期間が平成 28 年 4 月 1 日以降修業する期間に相当する期間（その期間が 36 月を超える場合は 36 月）となる。
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日までに入学している場合は、修業期間の全期間

修了支援給付金

- ・ 修了日以後に支給

④給付金額

- ・ 平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
市民税非課税世帯	141,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円	25,000 円

- ・ 平成 24 年 4 月 1 日以降に修業を開始した者

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円	25,000 円

(2)実績

平成 23 年度からの支給件数と支給額は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
支給件数	44	38	32	24	24
支給額（千円）	56,991	52,167	37,297	23,169	17,865

平成 23 年度からの資格毎申請件数は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
看護師	26	27	25	19	19
准看護師	3	1	2	0	0
保育士	4	2	1	1	1
介護福祉士	6	4	2	3	3
理学療法士	1	1	0	0	0
作業療法士	4	3	2	1	1
合計	44	38	32	24	24

(3)業務フロー

相談・申請から支給までの流れは以下のとおりである。

相談	申請者は、福祉事務所の母子・父子自立支援員と面談する。
申請	母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書その他必要書類を母子・父子自立支援員が受理する。
審査・決定	こども福祉課において審査を行い、決定通知書を母子・父子自立支援員が渡す。
支給	・ 訓練促進給付金 修業を開始した日以降、支給申請を受けた日の属する月分から毎月支給する。 ・ 修了支援給付金 修了日以後に支給する。

(4)他市との比較

高等職業訓練促進給付金の支給人数を他の自治体と比較すると以下のとおりである。

	仙台市	新潟市	静岡市	広島市	熊本市	倉敷市	岡山市
支給人数 (平成 27 年度)	34 人	16 人	11 人	33 人	61 人	31 人	24 人

(5)指摘事項及び意見

利用状況

本制度については、他市の支給人数と比較して利用度が高いとはいえない。市のホームページへの掲載や年に一度広報誌「市民のひろば」への掲載などは行われているものの支給人数は横ばいとなっている。

<意見 22 制度の周知活動の充実について>

平成 28 年 4 月から対象資格も拡充されていることから、あわせて利用度を向上させるため、おかやま子育て応援サイト「こそだてぼけっと」ページ上での制度紹介や支給事例の掲載など利用可能な様々な媒体を通じた周知活動の充実を図る必要がある。

44. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

(1)制度概要

ショートステイ事業とは、保護者が出産や病気、看護、災害などで、児童（18 歳未満）の養育をすることが一時的に難しくなったとき、児童を乳児院・児童養護施設に宿泊させて、食事や入浴などの生活援助を受けることができる制度である。利用期間は原則として 7 日以内である。

なお、このほか、トワイライトステイ事業があり、岡山市においても実施されていたが、利用実績が少なく平成 22 年度に事業を廃止している。トワイライトステイとは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業である。ショートステイと異なり、宿泊をせず、その日のうちに帰宅するというものである。

①資格要件

岡山市に住所を有する児童で、その保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他社会的事由又は育児疲れ、育児不安等身体的若しくは精神的な事由により、一時的に家庭において養育が困難となったものとする。

②利用施設

2歳未満（及びその兄弟）

施設種別	実施施設名	所在地
乳児院	旭川乳児院	岡山市北区祇園 866 番地

2歳以上

施設種別	実施施設名	所在地
児童養護施設	南野育成園	岡山市北区北長瀬表町 2-14-2
	岡山聖園子供の家	岡山市北区天神町 6-34
	新天地育児園	岡山市中区門田本町 4-2-30
	若松園	岡山市中区海吉 206
	善隣館	岡山市中区西川原 176

③自己負担額

児童の区分	利用者の世帯区分		利用者の負担額
2歳未満児	生活保護世帯		0円
	市民税非課税世帯	父子・母子・養育家庭	0円
		その他の世帯	1日 1,100円
	その他の世帯		1日 5,400円
2歳以上児	生活保護世帯		0円
	市民税非課税世帯	父子・母子・養育家庭	0円
		その他の世帯	1日 1,100円
	その他の世帯		1日 2,800円

(2)実績

利用の実績及び委託料の実績は以下のとおりである。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2歳未満	人数	22	13	17	13	19
	日数	126	74	70	63	102
2歳以上	人数	50	68	139	177	154
	日数	213	308	477	520	518
合計	人数	72	81	156	190	173
	日数	339	382	547	583	620
委託料（千円）		2,329	2,329	3,149	3,481	3,310

(3)業務フロー

相談	申請者は福祉事務所へ相談の上、利用申請を行う。
受入の確認	希望施設に受入可能かどうか確認する。
申請書記入	利用申請書の作成（添付書類 課税証明等）
承諾書の作成、決裁	福祉事務所において決裁し、承諾書を作成後利用施設、申込者本人及び子ども福祉課に送付する。

(4)他市との比較

平成 27 年度の利用状況について、比較対象市について比較を行う。

	延人数	延日数	平均日数	備考
岡山市	173	620	3.58	
仙台市	107	429	4.01	
新潟市	8	22	2.75	
静岡市	22	234	10.64	
広島市	86	368	4.28	トワイライトステイ含む
熊本市	90	1,090	12.11	

比較対象市の中では延べ人数は 1 位、延べ日数は 2 位であり、上位となっている。

静岡市、熊本市では平均日数が長く、同一利用者の複数回利用がされているものと思われる。

(5)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

45. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度

(1)制度概要

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

①支給対象者

- ・ 母子福祉資金 配偶者のいない女性で、20歳未満の児童を扶養している人、および20歳未満の児童で父母のいない人
- ・ 父子福祉資金 配偶者のいない男性で、20歳未満の児童を扶養している人
- ・ 寡婦福祉資金 配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であった人

②貸付金の種類（12種類）及び返済方法（期間は最長期間）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	償還期間
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子・父子福祉団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回につき 2,830千円以内 ・ 母子・父子福祉団体 4,260千円以内 ・ 複数の母子・父子家庭が共同して起業する場合 4,260千円以内 	7年以内
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子・父子福祉団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回につき 1,420千円以内 	7年以内

就学支度 資金	小学校・中学校への入学に際し必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のない児童 (所得税非課税か入学時に同程度の経済的事情にある場合に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 40千円以内 ・中学校 47千円以内 	10年以内
	高等学校、専修学校（一般課程・高等課程）への入学に際し必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子 	国公立 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学 150千円以内 ・自宅外通学 160千円以内 私立 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学 410千円以内 ・自宅外通学 420千円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以内 ・専修学校（一般課程） 5年以内
	大学（短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校（専門課程）への入学に際し必要な資金		
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子 	国公立 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学 370千円以内 ・自宅外通学 380千円以内 私立 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学 580千円以内 ・自宅外通学 590千円以内 	10年以内	
修学資金	就職・事業開始に必要な知識技能を習得する為の施設（厚生労働大臣が定めるもの）への入所に際し必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子 	高校卒業後入所 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通所 90千円以内 ・自宅外通所 100千円以内 	5年以内
技能習得 資金	修学に必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子 	修学資金貸付限度額（月額）一覧表で定める金額以内	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の貸付 10年以内 ・2年以上3年未満の貸付 6年以内 ・2年未満の貸付 3年以内 ・専修学校のその他の課程 5年
技能習得 資金	就職・事業開始に必要な知識技能を習得するのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	月額 68千円以内 3年以内 自動車運転免許取得は 460千円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・2年を超える貸付 10年以内 ・2年までの貸付 6年以内

			・1年までの貸付 3年以内
修業資金	就職・事業開始に必要な知識技能を習得するのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子 	月額 68 千円以内 3年以内 全日制高校3年在学中に 就職を希望する児童が、 就職のために自動車運 転免許を取得する場合 は460千円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を超える貸付 6年以内 ・1年までの貸付 3年以内
就職支度金	就職に際し必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	<ul style="list-style-type: none"> ・100千円以内 ・通勤のために自動車を 購入する場合は購入費 を含めて330千円以内 	6年以内
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を受けるために必要な資金 ・介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦 	(医療) 340千円以内 (介護) 500千円以内	5年以内
生活資金	技能習得資金又は医療介護資金の貸付けを受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能習得 月額141千円以内 ・医療介護 月額103千円以内 ・母もしくは父が生計中 心者でない場合、および 現に扶養する子のない 寡婦の場合 月額69千円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年を超える貸付 10年以内 ・2年までの貸付 6年以内 ・1年までの貸付 3年以内
	配偶者のない女子もしくは男子となつて間もない者の自立意欲の促進と生活の安定を図るのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 (配偶者のない女子となつて7年未満の者に限る) ・父子家庭の父 (配偶者のない男子となつて7年未満の者に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・月額103千円以内 ・母もしくは父が生計中 心者でない場合 月額69千円以内 	8年以内
失業期間中における生活の安定と再就職活動の促進を図るのに必要な資金			

	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 103 千円以内 ・現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合 月額 69 千円	5 年以内
住宅資金	住宅を建設・購入・補修・保全・改築・増築するのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	1,500 千円以内	6 年以内
転宅資金	住居を移転するのに必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	260 千円以内	3 年以内
結婚資金	結婚に際し必要な資金		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦が扶養している 20 歳以上の子 	300 千円以内	5 年以内

(2)実績

平成 23 年度からの貸付実績は以下のとおりである。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
母子福祉 資金	人数 (人)	292	277	249	274	273
	貸付金額 (千円)	127,883	121,857	112,297	113,021	115,340
寡婦福祉 資金	人数 (人)	3	3	1	2	4
	貸付金額 (千円)	1,676	1,690	768	1,242	2,409
父子福祉 資金	人数 (人)	-	-	-	6	7
	貸付金額 (千円)	-	-	-	1,493	2,576

なお、父子福祉資金は平成 26 年 10 月より範囲が拡大されたものである。

(3)業務フロー

相談から契約までの流れは以下のとおりである。

相談	申請者は、管轄福祉事務所にて母子・父子自立支援員に相談する。
申請	申請者は、居住地の管轄福祉事務所に貸付を申請する。
審査・決定	こども福祉課において審査を行い、決定通知書を渡す。
契約	申請者に対して、決定通知書に同封した借用書に記入を求め、受理する。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

46. 就労自立給付金

(1)制度概要

被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域にある）被保護者であって、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

保護受給中に収入認定額の範囲内で仮想的に積立を行ったものとし、その積立額を一括支給するものである。

①支給対象者

安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認めたもの

②支給額

積立額の算定は以下のとおりであり、積立額がなければ支給されない。

就労開始後の期間		積立額
就労開始後	1～3 か月	収入認定額の 30%
	4～6 か月	収入認定額の 27%
	7～9 か月	収入認定額の 18%
	10～12 か月	収入認定額の 12%

仮想的積立の割合が就労期間の経過とともに逡減しているのは、早期脱却を目指す観点による。積立割合は一般の貯蓄率を考慮してこの割合とされている。

上限額は単身世帯が 10 万円、多人数世帯が 15 万円であり、保護脱却後に税金・社会保険料等の負担が生じることを念頭に、当該負担増相当額の 3 か月程度の補填を想定した金額である。

③経緯

この制度は国の制度であり、平成 26 年の生活保護法の改正の際に創設された。生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するための制度である。岡山市の自立援護金との関係は、「47. 法外援護事業（自立援護金）」の項において検討する。

(2)実績

平成 26 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	56	90
金額（千円）	4,001	5,278

(3)業務フロー

業務フローは以下のとおりである。

申請	「就労自立給付金申請書」を被保護者が福祉事務所に提出する。
決定・結果の通知	福祉事務所で生活保護廃止決定後に就労自立給付金決定調書の作成・決済を行う。 決定通知書を申請者に送付する。
支給	生活保護・自立支援課に申請書、決定調書、決定通知書を送付し、生活保護・自立支援課から申請者の口座に振り込む。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

47. 法外援護事業（自立援護金）

(1)制度概要

自らの就労努力により脱却した世帯、及び中学校・高等学校等を卒業後、就職により生活保護世帯から転出し、生活保護から脱却した者に対し自立援護金を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。

平成 14 年度に、それまでの自立更生保護金制度、更生援護金制度に代えて、より自立を促進する制度として創設された。

①支給対象者

次の要件に該当する者とされている。

- ・生活保護を受給していた世帯で、自らの就労努力により生活保護が廃止された世帯であって、就労を証明できる書類（以下「就労証明書」という）により、福祉事務所長が自立と認めたもの。
- ・生活保護を受給している世帯に属していた中学校・高等学校・各種学校卒業生で、卒業後、満 20 歳の誕生日の前日までの間に、就職により当該生活保護世帯から生活実態として転出（世帯分離を除く）したものであって、就労証明書により、福祉事務所長が自立と認めたもの。

②支給額

一般被保護世帯自立分（世帯が自立した場合）	100,000 円
中学・高校卒業後世帯転出自立分 （20歳未満の者が世帯から転出した場合）	50,000 円

(2)実績

受給世帯数及び支給金額の推移は以下のとおりである。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般被保護 世帯自立分	世帯数	105	116	118	189	214
	支給金額 (千円)	10,500	11,600	11,800	18,900	21,400
中学・高校 卒業後世帯 転出自立分	世帯数	12	14	9	22	6
	支給金額 (千円)	600	700	450	1,100	300

(3)業務フロー

申請	「岡山市自立援護金支給申請書」を申請者が福祉事務所に就労証明書（給与証明書、採用通知書等）の写しとあわせて提出する。
決定・結果の通知	福祉事務所で生活保護廃止決定後に自立援護金の決定を行い、決定通知書を申請者に送付する。
支給	福祉援護課から申請者の提出した口座に振り込むか、もしくは自立を認定した福祉事務所の窓口で担当ケースワーカーにより、直接支払いが行われている。

(4)他市との比較

政令指定都市および隣接市について、同様の制度はない。岡山市独自の制度である。

(5)指摘事項及び意見

前項に記載した就労自立給付金は、保護対象のうちに得た就労収入の一部を仮想的に積み立てて算出するため、求職活動の結果として就職当初から自立可能な給与を得られる職に就いた場合のように、就労即自立したような場合は支給されない。

また、予測収入が生活費を下回っているが、本人が生活保護の受給を辞退した場合、いわゆる「辞退廃止」の場合、就労自立給付金は支給されない。

上記いずれの場合でも、自立に伴い生活保護者対象の減免措置が対象外となることによる負担増が発生することは変わらないので、平成 26 年度に就労自立給付金制度が創設された際に岡山市単独事業である自立援護金制度を残したことは国の就労自立給付金制度を補うものである。

また、世帯転出自立分については、若年の生活保護世帯員に対して、世帯から転出して自立することを促進するものである。

このように、岡山市独自の制度として生活保護受給者の自立を促進するものであるが、世帯自立分について就労自立給付金が上限額支給となった場合、自立援護金との合計では単身世帯で 20 万円、多人数世帯で 25 万円となり、その金額及び支給時期が制度の目的に照らして妥当であるかどうかの検討が必要である。

<意見 23 自立援護金制度の見直し>

世帯自立分について、就労自立給付金との合計額が一定額以上となった場合に、自立援護金の支給額から就労自立給付金の受給額の一部を控除するようにする併給調整、又は自立援護金の給付時期を分割支給としてより長期にわたって生活保護脱却後の不安定な生活を支えるようにする等、自立援護金制度を就労自立給付金制度と一体的に運用し、より効率的な実施を検討すべきである。

48. 所得の申告

(1)指摘事項及び意見

所得制限がある制度の場合、税情報の所得額を基礎とするが、未申告の場合の扱いについて、所得がないものとみなしている制度、当該制度で「簡易申告」というフォームを使用している制度等がある。

未申告の場合、簡単に所得なしとみなしてよいのか、「簡易申告」フォームの使用

は適切なのか、所得制限のある諸福祉制度の利用にあたり、市民税の申告を求めるほうがよいのではないかといった疑問がある。

所得制限のある制度において、所得額を偽った場合等受給資格がないのに受給した場合のペナルティとして給付の返還の規定が定められている場合があるが、地方税法における虚偽申告や不申告に対する罰則のほうが重く、抑止効果が期待できる。

市民税の申告は市民税の賦課決定に対する課税資料となるものであるが、所得が一定額以下で均等割が免除される者については申告不要となっている。市民が自ら課税所得及び税額を算定し、その結果に基づいて申告義務があるかどうかを判断することが前提となっている。

しかし、課税所得及び税額の算定は、収入の内容によっては判断が難しく、専門性の高いものである。とりわけ、収入から必要経費を差し引くことで算定する所得は難しい場合がある。また、収入がそもそも課税される収入かどうかの判定、所得控除の項目についても同様である。

収入の内容等から明らかに課税所得がないと認められる場合以外については税務申告を求め、申告相談を行う中で正確に課税所得を確定することが望ましい。

<意見 24 所得制限のある制度における未申告者の扱い>

児童扶養手当について、申請者の世帯員のほか同居の扶養義務者の所得も確かめる必要があるが、未申告の場合は聞き取りによって所得額を確かめている。

ひとり親家庭等医療費助成制度について、医療保険世帯員の所得を確かめる必要があるが、未申告の場合は簡易申告フォームによる金額に基づいている。

就学援助制度において、家庭調書に所得無と記入されていて未申告の場合は原則として所得なしと扱っており、家庭調書記載の成人全員が所得無と記入されている場合等必要な場合に聞き取りを行っている。

これらについて、収入の内容等から明らかに課税所得がないと認められる場合を除き、市民税の申告を求めることを検討すべきである。

49. 夜間休日の対応

(1) 制度概要

就業している方の場合、休暇の取得が難しい等の理由で平日昼間に市役所や福祉事務所を訪れること自体が困難な場合がある。このような層の福祉サービスの利用可能性を高めるため、夜間休日においても申請等ができるようにすることが望ましい。

なお岡山市においては、3月末及び4月の特定の土日の区役所窓口開庁及び平日の窓口時間延長を実施している。これは住所地の変更等の届出のピークに対応するためのものである。

平成28年3月末及び4月の土日区役所窓口開庁及び平日の窓口時間延長は以下のとおりである。

<土・日曜の開庁>

開庁日	開庁時間	区役所	窓口
3月27日(日)	8時半～12時	中・東・南区役所	市民保険年金課
4月3日(日)	8時半～17時15分	北区役所	税務課
4月2日(土)	8時半～17時15分	北区役所	

<時間延長>

延長対象日	延長時間	窓口
3月28日(月)～ 4月1日(金)	19時まで延長	各区役所市民保険年金課、税務課 課税管理課、収納課、料金課

(2) 他市との比較

休日開庁及び平日時間延長の実施状況と、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費制度の夜間休日における申請の受理及び聞き取りの実施状況について、監査人が各自治体ウェブサイト等で調査し、また担当課からメール等による質問を行った。その結果は以下のとおりである。

なお「繁忙期」と記載しているのは、3月末から4月にかけての特定時期のみ実施していることを示す。

	休日開庁			時間延長			申請受理及び聞き取り	
	繁忙期	通常月		繁忙期	通常月		児童扶養手当	ひとり親医療費
		月1日	月2日		週1日	週2日		
岡山市	○			○			○	○
さいたま市		○					○	○
千葉市		○						
新潟市	○						○	○
川崎市			○					
相模原市			○					
名古屋市		○						
堺市	○							
神戸市						○	○	○
広島市				○				
北九州市					○		○	○
福岡市	○							
倉敷市					○		○	○
玉野市		○			○		○	○
瀬戸内市					○			

(3)指摘事項及び意見

休日開庁及び平日の時間延長について市によっては繁忙期対応にとどまらず、毎月又は毎週行っており、業務内容についても届出等にとどまらず福祉制度の利用のための手続まで行っている場合がある。

岡山市の休日開庁及び平日の窓口時間延長は、繁忙期の市民の利便性を高めるものであり意義があるが、就労等のために平日昼間に来庁することが困難な方の制度の利用を容易にするという観点で繁忙期以外にも拡大することが望まれる。

<意見 25 休日開庁及び平日時間延長の拡大>

児童扶養手当及びひとり親家庭等医療助成制度について、現状では繁忙期の休日開

庁及び平日の窓口時間延長の際に申請書類の受理及び聞き取りを区役所市民保険年金課において行っているところであるが、夜間休日の対応の拡大を検討すべきである。

50. 申請書等様式のダウンロード

(1) 制度概要

各種制度を利用する際の申請書について、ウェブサイトからのダウンロードが一般的になっている。

PDF形式で印刷しての手書き記入が前提であるもの、エクセル等の形式で住所等の入力が可能であるもの、記載例まで用意されているものなど様々であるが、どのような形式であってもダウンロード可能であるほうが申請者の利便性が高い。

岡山市においても一部の制度については岡山市ウェブサイトからダウンロードすることが可能となっており、申請者の利便性が図られている。

(2) 他市との比較

一部の制度について、比較対象市との比較を行ったところ、以下のとおりである。

	児童扶養 手当	ひとり親家庭等医療費		就学援助	病児保育
		受給者資格証 交付申請	医療費支給 申請		申込書
岡山市	なし	なし	PDF	なし	PDF
仙台市	なし	なし	エクセル	なし	Word
新潟市	なし	なし	なし	なし	PDF/エクセル
静岡市	なし	なし	なし	なし	PDF
広島市	なし	PDF	PDF	なし	なし
熊本市	なし	なし	なし	PDF	なし

市によっても制度によっても様々である。

(3) 指摘事項及び意見

岡山市は「岡山市情報化に関する方針」を策定し、行政手続の利便性向上をその基本方針の一つに掲げてインターネットを利用した申請・届出業務の拡充を進めている

ところであるが、申請書等様式のダウンロードを可能とすることもその第一歩として意義があるものと思われる。

<意見 26 申請書等様式のダウンロード>

児童扶養手当制度の「児童扶養手当新規認定・額改定申請請求書」、ひとり親家庭等医療費助成制度の「ひとり親家庭等医療費受給資格証申請書」及び就学援助制度の「就学援助費交付申請書」について、岡山市ウェブサイトからの申請書のダウンロードを可能とすべきである。

51. 申請書等作成支援ツールの整備

(1) 指摘事項及び意見

岡山市では、子育て支援のための様々な制度を整備しているところであるが、制度利用者にとっては利用のための申請手続が簡易であるほうが望ましい。利用のための申請手続が煩雑であることは、せっかく整備された制度が利用されないことにつながる。

制度の中には、想定される対象者の範囲が類似しており、申請書に記載が求められる情報の多くが共通している場合がある。このような場合は、申請書の様式を工夫することによって申請書の同時作成を可能とすることが利用者の利便性を高める。また、それにより利用可能な制度の申請漏れを防止する効果も期待できる。

例えば、複数制度の申請書について、複写用紙による共通申請書を作成し、共通事項が複写により転写され、個別的な事項を記入するようにすることが考えられる。

あるいは、複数制度の申請書様式を表計算ソフトで作成してダウンロード可能とし、表計算ソフトのシート間参照機能を活用することにより、共通項目の入力を一度で完了するようにするといったことも考えられる。

<意見 27 申請書等作成支援ツールの整備>

児童扶養手当の新規認定申請書と就学援助の交付申請書等、記載内容の多くが共通する複数制度の申請書について、申請者の利便性及び関連する制度の申請漏れの防止のために、それらの同時作成を可能とする作成支援ツールを整備することを検討すべきである。

52. 給付及び利用者負担金の減免

(1) 指摘事項及び意見

施設やサービスの利用に対する利用者負担金について所得に応じた減免がある制度の場合、当該減免の基準所得額の付近においては、所得額のわずかな差額がそれに比して、大きな負担金額の差となる場合がある。

また、現金給付を内容とする制度で所得に応じた給付額の変動がない制度の場合、当該制度の所得制限額の付近においては所得のわずかな差額が当該制度の現金給付を全て受けられるか、一切受けられないかの違いとなり、差額に比して大きな給付額の差となる場合がある。

このような制度を今回の監査範囲の制度から以下に例示する。

<利用者負担金>

	減免対象	減免対象外	負担金の差
病児保育	生活保護及び 市民税非課税世帯	その他の世帯	
	500 円	2,500 円	5 倍 (2,000 円)

<現金給付額>

	給付額	備考
就学援助	58,440 円	小学 1 年生の場合

所得制限の性質から来るものであり、やむを得ないものではあるが、所得制限額が低い水準の場合、不公平感を生む可能性があるため、合理的な範囲で減免額や給付額を所得額に応じて段階的に変化するようにすることが望ましい。

<意見 28 利用者負担金の減免及び給付額の複数段階化>

就学援助制度において、給付額を所得に応じて段階的に変化させることを検討すべきである。